

臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵「傳説箇所」の
「調査」「審議」

——総会・小委員会の「議事録」「速記録」より——

外池 昇

はじめに

本稿は前稿（拙稿「臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の『調査』『審議』——第一回・第二回総会より——」（成城大学大学院文学研究科『日本常民文化紀要』第三十四輯、平成三十一年三月））に引き続き、臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の「調査」「審議」について、主に宮内庁公文書館所蔵『臨時陵墓調査委員会録』によって論じようとするものである。

さて前稿は、専ら第一回総会（昭和十年六月二十七日）と第二回総会（同年七月十二日）について、それぞれの「議事録」「速記録」によってみたのであるが、本稿では、総会においては第三回総会（同年九月十一日）・第四回総会（同年十月十四日）、小委員会においては第二回

小委員会（昭和十年七月十八日）・第三回小委員会（同年十月十一日）・第六回小委員会（同年十一月十二日）・第七回小委員会（同年十二月六日）・第八回小委員会（昭和十一年一月二十日）・第十一回小委員会（同年二月十八日）・第十三回小委員会（同年三月十三日）について、やはりそれぞれの「議事録」「速記録」によってみることにする。ここで小委員会の回数が続しないのは、長慶天皇陵に関する「調査」「審議」が毎回の小委員会で必ずしも取り上げられていないことによる。

本稿の範囲を右記の総会・小委員会としたのは、総会においては第三回総会、また小委員会においては第一回小委員会以降断続して取り上げられてきた「傳説箇所」をめぐる「調査」「審議」が、総会においては第四回総会、小委員会においては第十三回小委員会で取り敢えずは一巡したことによる。

なお、臨時陵墓調査委員会が「調査」「審議」の対象としたのは、各地からの「上申地」ばかりではない。当時、長慶天皇陵と想定され現在に宮内省の管理下にあった陵墓参考地二箇所も、「上申地」と同様に「調査」「審議」の対象であった。つまり、前稿史料2「諮問第一號二関スル審議順序及方法」b「調査ノ方針」に、「一、長慶天皇陵ノ見込ヲ以テ設定セラレタル陵墓参考地及同陵ニ関スル上申地ニ就キテ検討調査シ報告書ヲ作製スルコト」（傍点引用者）とある通りである。それでは、「陵墓参考地」も「上申地」も同じく「調査」「審議」の対象で

あったのなら、これらを総じて何というのか。それについて特に規則等に定めはないが、「傳説箇所」とされた場合が多い。例えば、前稿表1「傳説箇所分類表昭和十年六月」、本稿表2「長慶天皇御陵傳説箇所二昭和十一年二月末日現在」（以上、傍点引用者）とある通りである。本稿では右の認識のもとに、「調査」「審議」の対象全体を「傳説箇所」とし、その中に「陵墓参考地」と「上申地」が含まれると理解することにした。

ここで陵墓参考地について付言すれば、長慶天皇陵との見込みのもとに指定された陵墓参考地は、『陵墓要覧』（昭和九年十一月、諸陵寮）に相馬陵墓参考地（青森県中津軽郡相馬村大字紙漉沢）と河根陵墓参考地（和歌山県伊都郡河根村大字丹生川）としてみえる。但し、個々の陵墓参考地の名称は実際には必ずしも一定したものではなく、例えば相馬陵墓参考地は紙漉沢陵墓参考地、河根陵墓参考地は丹生川陵墓参考地とも表記される。本稿では敢えてこれらをどちらかに統一することはせず、ある場合には史料の表記にあわせ、あるいは前後の文脈に従うことにする。

さて本稿においては、数多ある「傳説箇所」の個々についての小委員会での「調査」「審議」を具体的に検討することになる。ここでは、前稿表1「傳説箇所分類表昭和十年六月」に収録されている「傳説箇所」が中心を占める。本稿では前稿表1の「傳説箇所」を取り上げるに際して、同表の各欄冒頭のアラビア数字（前稿表1〔註2〕参照）を、「前稿表1—〇」のよう

に付記した。そして、本稿表2「長慶天皇御陵傳説箇所二昭和十一年二月末日現在」のb・c・dにおいても同様に、「本稿表2―b―〇」のように付記した。本稿本文と、前稿および本稿の表との索引として活用されたい。

なお本稿では、史料の引用箇所では史料のままの字体を尊重するようにした。もつとも諸々の条件から、総てにわたってそれが徹底できたのではない。本稿全体で字体の統一がなされていないのは、このためである。

一 第一回小委員会（昭和十年七月十八日）

第一回小委員会は、昭和十年七月十八日木曜日午前十時から正午まで帝室会計審査局会議室（図書寮新庁舎内）で開催され、大谷正男委員長、渡部信諸陵頭、辻善之助・黒板勝美・荻野仲三郎・芝葛盛委員、伊藤武雄・和田軍一幹事、山崎鐵丸・小川三郎書記が出席した。

『臨時陵墓調査委員会記録第十一冊議事録之六小委員会第一―二十八回(1)自昭和十年至十一年』^①は、第一回小委員会について「諮問第一号二関スル第一回小委員會議事要録」（以下、「第一回小委員會議事録」という）^②がその内容を載せる。以下「第一回小委員會議事録」から引用・要約しつつみることにしたい。

第一回小委員会では、前稿表1「傳説箇所分類表昭和十年六月」にみえる「傳説箇所」から

青森県と岩手県の分について和田幹事（考證官）から「説明」と「関係資料ノ提出」があり、青森県の「第二類」を除いて「審議」が終了した。

青森県

第一類「牽強附會ノ説ヲナスモノ又ハ偽文書ヲ以テ證據トナスモノ」

「審議」に先立って、荻野委員から「上申ノ箇所ハ上申者ヲ満足セシメソノ運動ヲ中止セシムル為總ベテ巡廻シタキ」旨の「提議」があつたが、これについて渡部諸寮頭と黒板委員から、「速行困難ニ付書類ノ審査終了ノ後機會アル時巡廻スルヲ適當トスル」旨の「意見」があつた。

青森県南津軽郡五鄉村大字北中野字天皇浪岡崎（前稿表1—1）

「第一回小委員会議事録」から引用する。

本箇所ニ附テハ芝委員ヨリ長慶天皇ハ天授年間ニ尚御在位ナレバ上申者ノ言ノ如クソノ以前文中二年ニ於テ青森ニ行幸アリテ同地ニテ崩御セラレタル筈無ク又上申者ガ根據トナセル材料ハ徳川時代中世ヲ遡ルモノニアラザルコト又黒板委員ヨリ元禄ノ頃諸陵修理ニ因リ世人ガ山陵ニ関心ヲ有スルニ至レル頃牛頭天皇社ニ附會シテ生ゼル説ニ非ルカノ意見アリテ御陵所タルコトヲ否定スルニ決ス

青森県弘前市和徳町稻荷神社境内（前稿表1—9）

「第一回小委員会會議事録」から引用する。

本箇所ニ付テハ黑板委員ヨリ本件ハ上申ト認メ難シ又芝委員ヨリ實地調査モ不要ナル旨意見アリテ問題トスルノ價值無シト決定

青森県三戸郡向村長谷ウバ光塚（前稿表1—15）

「第一回小委員会會議事録」から引用する。

本箇所ニ付テハ上申ノ根據タル長慶天皇御製等ガ偽物ナル旨意見ノ一致アリテ之ヲ否定スルニ決ス

青森県三戸郡向村大字大向（長谷山御陵）（前稿表1—13、本稿表2—d—35）

「第一回小委員会會議事録」から引用する。

本箇所ニ付テハ上申ノ根據タル泉山系譜ガ偽系譜ナルヲ以テ之ヲ否定スルニ決ス

青森県三戸郡留崎村大字泉山（泉山御陵）（前稿表1―17）

「第一回小委員会議事録」から引用する。

本箇所ニ付テハ上申ノ根據タル修驗皇緒記ガ偽文書ナルヲ以テ之ヲ否定スルニ決ス

青森県上北郡七戸町字見町金鶏山住吉御陵（前稿表1―19、本稿表2―d―35）

「第一回小委員会議事録」から引用する。

本箇所ニ付テハ上申ノ根據泉山系譜ニ在ルヲ以テ他例ト同ジク否定スルニ決ス

第二類「傳説ノ地名ヲ存スルモ内容ヲ詳ニセザルモノ」

この「類」に属するものは書類が焼失したので青森県に照会を發して取寄せるべきであり、その上で「審議」されたい旨和田幹事（考證官）より「希望」があつたので、この分は省略することになった。

第四類 「傳説文献又ハ考説ノ稍徴スベキモノ」

青森県中津軽郡相馬村大字紙漣澤参考地（前稿表1—11）

「第一回小委員会議事録」から引用する。

本箇所ニ付テハ黑板委員ヨリ上申ノ根據タル上皇廟堂縁起及修驗皇緒記ハ共ニ偽文書ナルヲ以テ之ヲ否定シ参考地ヲ解除スルノ要アル旨ノ意見アリ

岩手県

岩手県の方はすべて「第一類」である。

岩手県下閉伊郡山口村黒森黒森神社（前稿表1—21、本稿表2—d—35）

「第一回小委員会議事録」から引用する。

本箇所ニ付テハ黑板委員ヨリ上申ノ根據タル三上氏系譜ガ偽系譜ニシテ之レト從來ノ傳説トヲ長慶天皇ニ附會シタルニ過ギザル旨ノ意見アリテノヲ否定スルニ決ス

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字新田（前稿表1―23）

「第一回小委員会議事録」から引用する。

本箇所ハソノ傳説前掲黒森ト殆ンド同一ナレバ黒森ノ例ニヨリ否定スルニ決ス

岩手県二戸郡浄法寺村大字御山土不踏丘（前稿表1―25）

「第一回小委員会議事録」から引用する。

本箇所ニ附テハ上申ノ趣旨當所ガ發掘品ニヨリ高貴ノ方ノ墳墓タルコト疑ナケレバ恐ラク長慶天皇ノ陵ナラント云フニ在ルノミニテ他ニ根據無キヲ以テ之ヲ否定スルニ決ス

なお、「第一回小委員会議事録」の末尾には次の通りの記載がある。引用する。

尚上件及其他ノ關係書類ニ付テハ芝委員ニ於テ精査ノ上當小委員会ニ報告スルニ決定。

第一回小委員会では、和田幹事（考證官）の「説明」と「關係資料」によって前稿表1「傳

説簡所分類表昭和十年六月」の各欄冒頭のアラビア数字の順、つまり、表1「傳説簡所分類表昭和十年六月」の原形（第一回総会で配布された「長慶天皇御陵傳説簡所昭和十年六月」³）の順に「審議」がなされ、青森県の「第二类」以外と岩手県が終了した。

結果は総て「否定」であつた。それぞれの上申が示す「根據」が、「附會」「偽物」「偽系譜」「偽文書」と判断されたのである。しかしそれは、前稿表1「傳説簡所分類表昭和十年六月」にみえる「第一類」～「第四類」の分類如何によつて判断されたのではない。例えば「第四類」に分類された青森県中津軽郡相馬村大字紙漉澤参考地に至つては、すでに明治二十一年十二月二十七日に御陵墓傳説参考地として指定され、当時も相馬陵墓参考地として宮内省の管理下であつたにもかかわらず、「参考地ヲ解除スルノ要アル旨ノ意見」すらあつたのである。⁴

またすでにみた通り、「第一回小委員會議事録」の末尾には、今回の小委員会における関係書類は芝委員による精査の上で再び小委員会でも報告されることとなつてゐる旨記されている。これは早速第三回小委員会で実行されることになるが、なぜ再度報告をすることになつたのか、また、その担当がなぜ芝委員であつたのかについては不明である。

二 第三回総会（昭和十年九月十一日）

第三回総会は、昭和十年九月十一日水曜日午後一時二十五分から四時まで宮内大臣官舎にて

開催され、大谷正男委員長、渡部信・浅田恵二・芝葛盛・辻善之助・濱田耕作・黑板勝美・荻野仲三郎・原田淑人委員、伊藤武雄・和田軍一幹事、山崎鐵丸・松井彌吉郎・小川三郎書記が出席した。

『臨時陵墓調査委員会録総会議事録の部(□)』⁽⁵⁾は、第三回総会について、「第三回総会議事録」と、「第三回臨時陵墓調査委員会速記録」(以下、「第三回総会速記録」という)がその内容を載せる。それぞれの標題を一見すれば明らかのように、「第三回総会議事録」は会議の概要を載せ、「第三回総会速記録」は会議での個々の発言をそのまま載せる体裁を取る。以下これらから引用・要約しつつみることになしたい。

「第三回総会議事録」によると、「議題」は次の通りである。

一、報告二関スル件

七月十八日諮問第一號小委員会

- 一 諮問第二號 (正子内親王ノ) 及第三號 (恒貞親王ノ墓 (二関スル件)) ノ審議二関スル件
- 一 出張視察ノ感想開陳二関スル件

ここでは、「諮問第一號」に関する「一、報告二関スル件／七月十八日諮問第一號小委員会」

と、「一出張視察ノ感想開陳ニ関スル件」から長慶天皇陵の「傳説箇所」に関する部分を取り上げる。

まず、「一、報告ニ関スル件七月十八日諮問第一號小委員会」をみる。「第三回総会議事録」から引用する。

(伊藤幹事)(略)長慶天皇陵ニ関スル上申書中第一類青森縣下六箇所岩手縣下三箇所第四類青森縣下一箇所合計十箇所ノ審査ヲ了シタリ

「第三回総会議事録」から発言の要約を箇条書にする。

伊藤幹事

・長慶天皇御陵「傳説箇所」を差上げた分類に依り順々に「審議」した。

・青森県の「第一類」の「牽強附會」の六箇所については大体の「審議」を終った。岩手県の

「第一類」の三箇所「審議」も済ませた。

・(青森県) 南津軽郡の「第二類」の三箇所は、詳細の記録が当方ないので、青森県に照会して何等かの資料を徴することになった。目下立案中である。

・「第四類」では相馬陵墓参考地(前稿表1—11「青森県中津軽郡相馬村大字紙漉澤参考地」)

について「審議」した。

「議題」の「一出張視察ノ感想開陳ニ関スル件」については、長慶天皇陵の「傳説箇所」に関する部分をみる。この「出張視察」というのは、前稿でみた「第二回総会議事録」にいう「實地調査」である。⁽⁷⁾

まず、次の発言が注目される。「第三回総会速記録」から引用する。

和田幹事 慶壽院址ノ蓮華峯寺陵ノ石ノ問題ハ

黒板委員 慶壽院ノ開山ノ問題ノ研究、元ノ開山ノ塔ハドノ辺ト云フコトガ分ツテ居ルノデ

セウ山陰線ニ近ク六僧坊ト云フ其所ヘ移シタ私モ参リマシタガハツキリシタコトハ分ラナ

カツタ仍調査丈ヲヤツテ置クコトガ必要デス此ノ間行ツタ所デ分ラナイ何所ガ開山塔ノ旧

所在地ト云フコトヲ知ツタ人ガアル間ニヤツタラヨイ

和田幹事 今度行ツテ見タラ別荘デスツカリ地形ガ変ツテシマツテ居リマス

浅田委員 御馳走ニナツタ別荘ノアツタ所デスカ

黒板委員 幾許カ十年程前カ知ラスガ此ノ辺ノ見当ト云フコトガ分レバ夫レ丈ハ知ツテ居タ

方ダイ、ト思フ

ここにみえる「慶壽院址」というのは、この「出張視察」でもその行程に組み込まれており、前稿表1「傳説箇所分類表昭和十年六月」にも「第四類」「傳説文獻又ハ考説ノ稍徴スベキモノ」に「京都府葛野郡嵯峨町天龍寺慶壽院舊址」（前稿表1—91）として掲載され、かつ同表は、八代國治著『長慶天皇御即位の研究』（大正九年十月、明治書院）をその根拠として挙げる。⁽⁸⁾ただし八代は本稿でいう「傳説箇所」について、「長慶天皇御陵傳説地は二十六ヶ所の多きに及べり、余も亦御陵に就て研究調査し、既に一旦印刷に附せしも、未だ論證またく意に満たざる所あるを以て、姑く發表を見合することとせり」⁽⁹⁾と、また慶壽院址について、『大乘院日記目録』に應永元年八月一日に長慶天皇（「大覺寺法皇」）が五十二歳で亡くなり「長慶院」と號したとの記述があることを指摘した上で、「若し然りとせば、應永元年は南北朝合一後なれば、京都にて崩御あらせられしものならん。大正五年八月嵯峨臨川寺の東、慶壽院舊址を調査し御陵にあらずやと思はるる墳墓を發見したれど、學術上の確に認め難きを以て、發表は姑く之を止めたり」（傍点引用者）⁽¹⁰⁾としており、長慶天皇陵慶壽院説をむしろ慎重に回避している。

また、右の引用で殊に注目されるのは、和田幹事のいう「慶壽院址ノ蓮華峯寺陵ノ石」である。蓮華峯寺陵というのは後宇多天皇と生母京極院皇后藤原佶子の合葬陵（龜山天皇・遊義門院始子内親王・後二条天皇の分骨も合葬）であり、その「石」が「慶壽院址」にあるというの

である。⁽¹¹⁾

次のような発言もある。

辻委員 長慶天皇陵宗良親王関係ノ傳説地ガ姥捨山ノ下ニアルサウデスネ

芝委員 信州ニデスカ

辻委員 今見タラ之ニアルト思ヒマシタガアリマセヌネ

つまり、「長慶天皇陵宗良親王関係ノ傳説地」が「信州」の「姥捨山ノ下」にあるそうだが前稿表1「傳説箇所分類表昭和十年六月」にはみえない、というのである。詳細は不明である。⁽¹²⁾

第三回総会では右にみた通り二つの議題において長慶天皇陵傳承地が取り上げられた。

「一、報告ニ関スル件／七月十八日諮問第一號小委員会」は、小委員会による総会への報告であり、これについての質問・発言はなかった。

また「一出張視察ノ感想開陳ニ関スル件」では、すでに行なわれた「出張視察」によって得られた知見等につき意見が交換された。それは「慶壽院址」についてのものであるが、後に第十三回小委員会を取り上げられることになる。

さらに「信州」の「姥捨山ノ下」についての話題もあったが、これは第十一回小委員会で取り上げられることになる。

三 第三回小委員会（昭和十年十月十一日）

第三回小委員会は、昭和十年十月十一日金曜日午後一時半から三時半まで図書寮高等官食堂で開催され、大谷正男委員長、渡部信諸陵頭、芝葛盛・辻善之助・黑板勝美・荻野伸三郎委員、伊藤武雄・和田軍一幹事、山崎鐵丸・小川三郎書記が出席した。

『臨時陵墓調査委員会録第十一冊議事録之六小委員会第一—二十八回(1)自昭和十年至十一年』^(B)は第三回小委員会について「第一回小委員会議事録（諮問第一號 關係第二回）」（以下「第三回小委員会議事録」という）と「要綱速記」（以下、「第三回小委員会速記録」という）がその内容を載せる。それぞれの標題を一見すれば明らかなように、「第三回小委員会議事録」は会議の概要を載せ、「第三回小委員会速記録」は会議での個々の発言をそのまま載せる体裁を取る。以下これらから引用・要約しつづつみることにしたい。

「第三回小委員会議事録」によると、「議題」は、「長慶天皇陵ニ関スル上申書青森岩手両縣下内容ニ付調査報告（芝委員）」である。

しかし、青森県・岩手県についてはすでに第一回小委員会と第三回総会で取り上げられたと

ころである。それがこの第三回小委員会でも再度取り上げられるに至ったのについては、すでに「第一回小委員会議事録」から引用しつつ述べた通りであるが、「第三回小委員会速記録」にも関連する記述がある。引用する。

芝委員 第一回小委員会デ、其節審議致シマシタ青森岩手両縣下ノ長慶天皇御陵傳説箇所ノ關係書類ヲモウ一度私ガ目ヲ通セトイフ御話ガアリマシタノデ、ソノ目ヲ通シタ結果ニ付テコ、ニ御報告致シマス傳説箇所書ヲ御覽願ヒマス¹⁴

ただし、今回の芝委員による青森県・岩手県の「傳説箇所」の報告は、すでに第一回小委員会に取り上げられた「青森県弘前市和徳町稲荷神社境内」（前稿表1-9）の部分に欠く。その理由は記されていないが、すでにみた通り、第一回小委員会では同地は「上申ト認め難シ」とされており、この第三回小委員会の時点では「調査」「審議」の対象から外れたものかと思われる。

青森県南津軽郡五鄉村大字北中野字天皇浪岡崎¹⁵（前稿表1-1）

「第三回小委員会議事録」から引用する。

上申ノ根據トシタル長慶帝御世譜、選字抄書入、五輪塔等ハ何レモ偽作ノ資料タリ

「第三回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

芝委員

・ 上申は、安濃恒生^(補註)が明治六年、中山慧雲が明治二十二年・同三十一年、五郷村村長等が昭和七年に行なつたものの三種である。

・ 安濃恒生の上申は長慶帝御世譜のみを根拠としたもので、中山慧雲の上申は初めは中山文書と称すべき選字抄書入を根拠としていたが、後にこれに寛成太上親王と刻字のある五輪塔を證拠物に加え、その後更に長慶帝御世譜を新発見の資料として加えて上申数回に及んだもので、五郷村村長等の上申は中山文書と長慶帝御世譜を根拠とし中山慧雲の上申を承けたものである。

・ 主要な資料についてみると、長慶帝御世譜は泉山文書の一つで寛政十一年(一七九九)の書写で、内容は長慶天皇が文中二年(一三七三)に讓位し同年行丘(ナミヲカ)城に入った後、天授五年(一三七九)九月十八日に崩御し「行丘ノ崎」に葬つたというものである。

・ 御世譜は、『史学雑誌』第九編第四号に栗田寛博士が紹介した⁽¹⁶⁾處、同誌第九編第六号で星野恒博士が偽系図であることを論破し⁽¹⁷⁾、八代國治博士も『長慶天皇御即位の研究』で星野博士

の説に賛意を表し、その価値は既に定まっている。

・御世譜について説明する。

(一) 文中二年(一三三三) 讓位説は花宮三代記の誤謬を承けた大日本史またはその亜流書に従ったようで、原典の誤りと共に承認し難い謬説である。

(二) 天授五年(一三七九) 崩御説は元中二年(一三八五)に太上天皇として下した願文が現に存在する以上、無稽の説である。

(三) 元中二年(一三八五) 頃は長慶天皇は近畿にいたこともこの願文により疑いない。これより先に奥州へ潜幸した筈がない。

従って御世譜は偽作である。

・選字抄書人には寛文五年(一六六五)の紀年があるが、この書人に拠れば、長慶天皇は中山家の先祖高野山の僧寛明法印等を従えて浪岡に遷御、更に相馬澤御所に移御、六月天皇崩御―何れも年紀不明―そのため御所測に火葬した。寛明法師や泉山等が御骨を浪岡北畠に送り、山陵の傍に長明院を創建し子孫等が相継いで山陵を守護したという。しかしこの書人の文体は寛文当時のものでないことが明らかで、これ以上の詮索は必要はない。

・寛成太上親王の刻字のある五輪塔については、明治二十二年に諸陵寮から「偽作」であることと通達済である。

・本件は、何れも後世「偽作」の資料に基き説を立てたに過ぎない。

青森県中津軽郡相馬村紙漉澤陵墓参考地（前稿表1―11）

「第二回小委員会議事録」から引用する。

（芝委員）

ソノ資料、長慶帝御世譜、修驗皇緒記、上皇廟圖記等ハ信憑スベカラズ

「第二回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

芝委員

・陵墓参考地であるが再調すると依拠する資料は泉山氏石田氏等の所伝文書で、ともに後世の作為にかかり、当時の史料として信憑すべきものではない。

・泉山氏所伝の長慶天皇御世譜を本として作られた修驗皇緒記・上皇廟図記等を経緯として案出された説に過ぎない。

・修驗皇緒記には次のようにある。

後村上天皇皇子寛成親王寔仁正平^{三廿}天三月於住吉殿^仁帝^仁即王布是^{命カ}則長慶皇帝等申奉茲^仁文中二
 丑^癸天八月倭吉野都不使、奥浪岡郷^仁溜住、元中二乙^丑五月昏漉館^仁落城^須刺髮^{須氏}常照院盛賢法師、

官位於改免昏瀧館主石田德前督尔伊勢宮神女娶妃皇子産、生、是廼盛徳法印、于時應永十癸天六月一日盛賢法印死去、二世盛徳立

・上皇廟凶記には「上皇廟ハ村民うへのう堂ト唱へ即長慶天皇ノ御陵ニシテ御子盛徳法印ノ建造セシ所ナリ」とある。この記述に拠つたものに外ならない。

・ここが御陵傳説箇所分類表（前稿表1「傳説箇所分類表昭和十年六月」）で第四類「傳説文献又ハ考證ノ稍微不至ヘキモノ」とされているのは陵墓参考地になつてゐるためであるが、寧ろ第一類「牽強付會ノ説ヲナスモノ又ハ偽文書偽物ヲ以テ證據トナスモノ」に分類を改めるべきである。

青森県三戸郡向村長谷ウバコウ塚（前稿表1—13）

「第三回小委員会議事録」から引用する。

（芝委員）

上申者方直接間接ニ根據トスル掛端音吉ノ説ハ偽作資料タル佐藤家云傳書其他五点ニ基クモノナリ

「第三回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。

芝委員

・上申・所説の主要なものは、(一) 昭和二年森月久月の上申、(二) 昭和二年十二月の東奥日報の記事⁽¹⁹⁾である。

・森月久月の上申に拠れば、長慶天皇は仏門に入り尊聖と称し海路奥州鮎澤に上陸。名久井の麓の長谷山に御在所を設け津軽・南部氏が守護していたが同地に崩御した。住谷野有末光塚が御陵という。資料は一切示されず、親類が所蔵すると言うだけである。

・東奥日報の記事は掛端音吉の講演に基くもので、その要旨は、既に奥州に下向していた熙成親王、即ち後龜山天皇が建徳元年(一三七〇)に名久井岳の麓に長谷寺を草創した後、姿を修験者に替え名を光覺と改めた長慶天皇をこの寺に迎え共に「並王ヶ城」に住んでいたが、弘和二年(一三八二)六月三日長慶天皇が崩御し有末光塚に葬ったということのようである。

・掛端音吉の講演の根拠として以下のもの等を挙げる。

一、佐藤家云傳書(延享二年(一七四五)の紀事がある。佐藤家は長慶天皇に供奉した佐藤軍卿に出るといふ)

一、佐藤衛門之丞書付(外題に「御墓」と書し年号がない。衛門之丞は軍卿十五世の孫といふ)

一、長谷寺碑碣

- 一、碑石（「寛成」の刻字があるという）
 - 一、長慶天皇御着用の笈、鎧、太刀
 - 一、附近の地名
- 崩御の年月日は資料に示されていない。
- ・佐藤家云傳書の示す所は以下の諸点等である。
 - （一）「明尊様」は建徳元年（二三七〇）三戸郡向村大字大向村に下向。後年名久居岳の麓に長谷寺を創建し、ここに名を光覺と改めた修験者姿の「長慶様」をお迎えした。
 - （二）「長慶様」「明尊様」は「並王ヶ城」に居住された。
 - （三）御墓は並王ヶ城住谷野崎にある。
- ・この佐藤家云傳書には、「明尊様」が何人か、また、「熙成親王」が後亀山天皇だとも「長慶様」が長慶天皇だとも記されていない。「御墓」は何人の御墓かも示されていない。然るに佐藤衛門丞書付には「長慶様」は長慶天皇であるとし、遺言によつて住野谷に葬り、辞世という和歌「末の世に光あらせばおのが身をあまつ御祖の恵ありなば」に基いて御陵を有末光塚と称する、という。
 - ・辞世に由り塚の名が生じたなど「附會」である。
 - ・長谷寺碑碣と称するものに「開山法印権大僧都明尊大和尚位建徳元年庚四月廿一日」とあり、

「明尊」は「熙成親王」ともいうが「無稽」である。

・「寛成」の文字がある碑石は「偽物」である。

・笈、緋威鎧、小烏丸と称する太刀などの長慶天皇所用というのも「附會」である。当時天皇が鎧を着用することはない。小烏丸も二つ有るわけがない。内山・内野・内ツボ・内ノ畑等の地名は此の地方に行在所があったことを示すといい、矢吹澤は長慶天皇の供奉者が矢を作った所であるといい、「並王ヶ崎」（通じて浪岡崎）は寛成親王・熙成親王が並んだことによる地名だというような説明はすべて「附會」である。

・以上により明らかな通り、掛端音吉の説は偽作の資料によるか、「附會牽強」と言う外ない。従って、同じく有末光塚を長慶天皇の御陵とする森山久月の上申も、資料を見るまでもなく価値は既に定まっている。本件については、山崎ゆきから秘蔵文書の調査方につき再三上申されているが、偽作であることは既に論定されている。

青森県三戸郡向村大字大向長谷山御陵（前稿表1—15、本稿表2—b—35）

「第二回小委員会議事録」から引用する。

（芝委員）

観福寺所蔵観音像胎内銘ヲ資料ニ数フルモ附會ナリ、中里忠香著向鶴、佐藤家云傳書、泉山

清右衛門ノ書簡ハ證トスルニ足ラス、白山堂由來記円福寺文書ハ偽書ナリ法光寺開山ヲ長慶天皇トスルハ附會ナリ

「第二回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。

芝委員

・ 本件については、(一)昭和七年四月北田壽太郎・阿保親徳の請願書 (二)昭和八年四月同人等の

請願書村長副申 (三)同年五月阿保親徳村長副申がある。

・ 請願書全体を通じてみる。次の通りである。

(一)三戸町觀福寺所藏觀音像の胎内銘「王性覺天授二辰年八月七日佛子幸慶」により、天授二年(一三七六)三月十一日大和国如意輪寺で仏事が行なわれたと新葉和歌集宗良親王の歌の詞書にあることから、天授二年の銘があるこの佛像は長慶天皇が後村上天皇の冥福を祈る為仏師幸慶に作らせたものと論じる。しかしこれは「附會」の説で、本像は長慶天皇が陸奥に持参したというのも全く独断に過ぎない。

(二)中里忠香著向鶴に、長慶天皇は大向村長谷寺を行宮としたが後にそこに崩御し御陵が現存するとの證として、天皇がここに潜幸の後崩御したことが明瞭と論じているのは、およそ長谷ウバ(有末光)コウ塚の上申書に拠る論で採るに足らない。

(三)佐藤家云傳書と稱するものに、長慶天皇の辞世を「かひそなき世をひろなりにふみもせでせまき住谷の土となる身は」とするのは天皇の御陵が長谷の地にあることを示すというが、そのような辞世はある道理もない。また泉山清衛門の書簡に「長慶帝御陵は波岡崎と申所之由」とあるのを御陵がこの地にあることの證とするが、偽系図長慶帝御世譜に基く俗説に過ぎない。

(四)白山堂由来記に據り長慶天皇の長谷行宮潜幸を證し得るといふが、白山堂由来記は石田文書の一つで應永二十六年(一四一九)の作などとするが、その書方をみても偽書である。

(五)円福寺文書に「長慶帝赴奥州三戸入寂、小向村村民奉三種神器使得阿彌掌禮御遺骸鎮小向村之南方三戸原小丘^々」とありといひ、これを御陵所在地考證の資料とするが、長慶天皇が三種神器を奉じて奥州に潜幸することは有り得ず、円福寺文書は偽書である。

(六)名久井村白華山法光寺の開山は北條時頼(一二二七—一六三)で二世は淳和尚と傳えるが、淳和尚は應安年中(一三六八—一七五)の住職であり時頼とは年代が大変離れている。開山を時頼としたのは足利氏を欺くためで実は開山は長慶天皇だと論じるが、これは「附會」である。

・この外多岐に亘るが、以上の例と同様である。本件は偽作の史料を用い「附會」独断の論である。

青森県三戸郡留崎村大字泉山普賢堂山⁽²⁰⁾(前稿表1—17)

「第二回小委員会議事録」から引用する。

(芝委員)

奉葬ノ地ニ関スル資料長慶塚ノ記、円福寺文書ハ偽書ナリ及ビ故人佐々木源次郎ノ言ハ信ズベカラズ

「第二回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。
芝委員

・昭和四年十一月以来宇都宮市峯尾國彦の頻繁な調査上申と、昭和八年青森県三戸郡三戸町糠部史談会の上申の二系統がある。

・峯尾國彦の上申は断片的で錯雑し、長慶天皇の崩御についても天授二年(一三七六)八月七日とも弘和二年(一三八二)三月六日ともするが、主旨は文中二年(一三七三)八月長慶天皇が後龜山天皇に讓位し、次いで奥州三戸に潜幸し、天授二年または弘和二年(一三八二)に泉山並王ヶ崎に崩御、普賢堂山に葬る、としたい様である。

・資料は示されていない。奉葬の地も故人である泉山村佐々木源次郎の言を信じるのみである。

しかもこの上申はまとまったものでもなく、また三戸郡泉山附近の長慶天皇御陵傳説地に関する資料を直接調査したものでない様である。

・糠部史談会の上申はこれに較べれば纏まっているが、やはり錯雑している。この主旨は、楠正儀が北朝に降るに及び吉野の行宮に危急の憂あり、この時奥州には北畠氏南部氏等が南朝の為に努力しつつあったので南朝の天子は吉野を遁れ奥州へ潜幸したのであるう、という。時あたかも長慶天皇の皇弟明尊（後亀山天皇）が三戸郡泉山に長谷寺を創建し天皇の潜幸の為に準備しており、天授四年（一三七八）にこの地に潜幸があり、應永二年（一三九五）四月二十一日に崩御し遺言により住谷野の「並王ヶ崎」に葬った。普賢堂山が御陵という。

・天授四年（一三七八）の潜幸というのは、北畠守親の変名という佐藤丹波守軍卿御系図に基づくが、これは偽系図である。應永二年（一三九五）四月二十一日崩御というのは泉山文書に拠る。しかし泉山文書が偽作であることは既に論は定まっている。また、奉葬地は遺言に依るといい、その遺言とは「大向長谷御陵」の項でみた辞世と称する「かひぞなき云々」の一節を指すが、そのような辞世などあるものではない。

・奉葬地については、長慶塚之記に、「御遺骸御遺物一切携行之上御陵域ニ奉_レ戴三種神器奥州三戸郷二里之在御潜匿後亀山帝御出迎被遊賜ヒテ葬_二御遺骸于泉山_一」とあるのと、円福寺文書に「長慶帝赴_二奥州三戸_一入寂小向村民等奉_三三種神器_二使僧得阿彌掌_一葬禮_一御遺骸鎮小向村

之南方三戸原小丘^{一云々}とあるのを證とする。これらは皆偽書で、御陵が普賢堂山というのは、佐々木源次郎の言に拠るのみである。これもやはり信じられず、偽書の上に説を立てたに過ぎない。

青森県上北郡七戸町見町金鶏山住吉御陵（前稿表1—19、本稿表d—35）

「第二回小委員会議事録」から引用する。

（芝委員）

住吉神社ハ長慶天皇陵所ニ建テラレタリトスルモ附會ニシテソノ證左ナシ

「第二回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。

芝委員

- ・昭和九年に七戸町成田秀治等が上申した。
- ・主旨は、長慶天皇は弘和三年（一三八三）に讓位し、後に北畠・南部氏を頼り陸奥に遷幸したが、應永元年（一三九四）八月一日に七戸八幡宮で崩御、幽玄堂の地に火化し、南部政光が御骨を七戸町見町に埋瘞した。住吉神社の場所が御陵である、というものである。
- ・長慶天皇が弘和三年（一三八三）に讓位したことについては根拠を示さないが、八代博士の

著書に拠ったのであろう。讓位後の陸奥への潜幸についても資料を掲げず、ただ南部氏の勤王事蹟に関して特記している。しかし、南部氏の勤王事蹟と潜幸の有無とは別問題で、潜幸を證する史料はなくこれらを結びつけるのは「牽強」である。

・應永元年（一三九四）八月一日の崩御説は八代博士の著書に負うものに相違なく、上申者が別に資料があつて唱えるものではない。

・七戸八幡宮を崩御の地とするのは、八幡宮の所在が俗に「御仙洞」と呼ばれ字を「御籠り」と称するのに由り、此の地に行宮ありと考へたものに過ぎず、その「附會」であることは明白で、火葬が幽玄堂の地で行なわれたと言うのは地名に基く無稽の説である。

・御陵が住吉神社境内にあるというのは、天皇の遺骨を奉埋した地に應永三年（一三九六）南部政光が長福寺を創建しその故地へ住吉神社を建てたというのによる。

・長福寺が應永三年（一三九六）に創建され南部政光がこれに関係したことは、同三年の同寺棟札住吉神社蔵及び万治三年（一六六〇）の寺社奉行改書に據り認められるが、上申者のいう様に住吉神社が長福寺の故地に当るとは云えないのみならず、長福寺を長慶天皇の御骨を埋葬した地に建立したのも證拠はない。

・上申者は、天皇崩御の年に近い應永三年（一三九六）の銘のある長福寺棟札に天皇に奉仕したと考へられる南部政光の名を發見したので、長福寺は南部政光が長慶天皇の陵所に建てた

寺院と思い、その棟札が住吉神社に所蔵されるので、住吉神社の社地は古の長福寺の故地であると考えたのである。

青森県内の他の例

「第二回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。

芝委員

・この外青森県内で「附會」無稽の考説の例を指摘すれば以下の通りである。

(一) 浦野館村御仙洞地内の内山の寺跡と傳えられる地を、河内観心寺文書承朝御書状の内山光賢僧正に關係付けようとする考説。

(二) 新館宏所蔵七戸八幡宮書上の控に「七戸新館 八幡宮 古神体 右古神体四尊之由先祖ヨリ申傳御座候得共右古神体拝シ上候別當無之候故相知不申候(云々)」とあるのを、「四尊」は至尊、「神像」(係カ)は即ち長慶天皇御尊像とする考説。

また芝委員は、「第二類」(傳説・地名ヲ存スルモノ)内容ヲ詳ニセサルモノ」に属する青森県の三箇所(「南津軽郡旧北中野村字林元」〔前稿表1—3〕・「南津軽郡浪岡村字五輪崎森」〔前稿表1—5〕・「南津軽郡富木館村大字水木御林森」〔前稿表1—7〕)については、諸陵寮から県庁に照会中とのことであるから、回答を待つとする。

岩手県下閉伊郡山口村黒森神社(前稿表1—21、本稿表2—d—35)

「第二回小委員会議事録」から引用する。

(芝委員)

上申ノ根據トスル三上系圖ハ偽系譜ナリ、黒森神社縁起ニ載スル垂仁天皇皇子是津親王ナル方ヲ長慶天皇ナリトイフハ附會ナリ

「第二回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

芝委員

- ・ 昭和四年以来黒森顕彰会関係から数度上申がある。
- ・ 主旨は、元中二年（一三八五）八月に長慶天皇が吉野から伊勢国に行幸、翌年八月に同地を発航し、陸奥に向い九月二十六日暴風の為遭難し、宮古湾内の現在の譜代村卯子酉で玉体を獲たので南部政行がこれを収め、十一月十二日黒森に奉葬し黒森大明神と崇め別当を配し御番屋を附置し、三上氏に同地に居せしめ御陵を守護した、という。
- ・ 根拠は、(一)根本的には三上系図であるがこれは古いものが無く、寛永十六年（一六三九）南部津軽の系図を基本に再製、慶應二年（一八六六）に改写というが、明治年間の記録で偽系図である。(二)黒森神社縁起に、垂仁天皇皇子是津親王が勅勘を蒙り宮古湾に流され、親王は

遂に海に投じ薨去し遺骸を收め黒森山上に葬ったとあるのを、上申者は、この縁起は足利氏を憚って作られたもので縁起の伝えようとしたのは実は長慶天皇が黒森に葬られた事であるというが、「附會」である。(三)青森地方には長慶天皇の遺物と称するものは少なくないのに、黒森に遺物が無いのは、天皇の側近者等がそれぞれ各地に持って行った結果で、遺物が無いことこそ御陵が真実である證左であるというが、「附會」である。

・本年(昭和十年)黒森顕彰関係者の畠山徳次郎の上申があつた。主旨は大体前述のものと同様であるが、遺骸を直ちに黒森に斂めず初葬地がありそこから黒森山に移葬した点で違いがある。しかし同人が説く初葬地は一字一石を納めた経塚で、墳墓の關係が無いのみならずその説には「附會」が甚だしい。

岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字新田 (前稿表1—23)

「第三回小委員会議事録」から引用する。

(芝委員)

黒森神社縁起ニ據ルモノ、此評前(前項、山口村黒森神社)ニ同ジ

「第三回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

芝委員

・昭和九年に菊池太郎八から長慶天皇陵の傳説のある土地の発掘を県当局に出願、これにつき県から照会があり諸陵寮は御陵の關係を認めない旨回答、県では出願人に発掘を許可した。それにより発掘したものである。

・その傳説は同郡山口村黒森神社社の御陵傳説と同じで「附會」に過ぎない。そればかりか、発掘の結果は発掘者も同所が墳墓の徴證がないことを明らかにしたもので、問題は自ら解消した。

岩手県二戸郡浄法寺村御山土不踏丘（前稿表1—25）

「第三回小委員会議事録」から引用する。

（芝委員）

本箇所ニ関スル著述「土踏まず丘発掘記」ガ土不踏丘ヲ長慶天皇陵ニ擬スルハ單ナル想像ナリ

「第三回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

芝委員

・この件は上申では無く、大正十五年に小田島五郎⁽²³⁾が赤塚白水⁽²⁴⁾が著述したものを私（芝委員）宛に参考に送附して来た書類があるのみである。

・白水翁の土踏まず丘発掘記に據れば、浄法寺村天台寺桂壽院の西方約二町に尊き経文を埋蔵し踏み入れる可からずという所があるので、或いは高貴の墳墓かと考え大正五年に発掘した所、人骨を納めたような甕四箇、短刀一口を得たという。

・著者は、長慶天皇が文中二年（一三七三）に讓位して何れかの土地で潜幸したのなら、奥羽の北畠・南部氏を措いて他に頼りを求め難く、且つ南部領内では天台寺の所在地は「平安にして由緒あり」「地形に於て山態に於て他に多く見ること能はざる箇所」なので、この地に潜幸したのではないか、と論じる。

・その論理の運び方には興味があるが、想像説に過ぎない。そればかりか著者は、根本的には偽系凶泉山長慶帝御系譜を信じている。本件もまた偽書に基く論である。

以上で、第三回小委員会における芝委員による青森・岩手県からの「傳説箇所」についての報告は終了した。

次いで全体についての発言である。まず、芝委員による総括である。「第三回小委員会議事録」から引用する。

(芝委員)

以上ヲ要スルニ青森岩手両縣下ノ上申ハ何レモ偽作資料ニ基ク所説又ハ附會ノ説ニシテ採擇スルノ価値ナシ

次いでこれに該当する部分を、「第三回小委員会速記録」から引用する。

(芝委員)

以上ヲ要シマスルニ青森岩手両縣下ノ參考地並ニ傳説上申箇所ハ何レモ後世ノ作為ニカ、ル長慶天皇御世譜ヲ始メ幾多ノ偽作文献ト長慶天皇トノ關係明瞭ナラザル奥州北畠南部等勤王ノ士ノ事蹟トヲ無理ニ結ヒ付ケタモノデ天皇御陵ノ參考トシテ採擇スルニ値スルモノ無シト信ゼラレマス、但シ奥州ニ於ケル吉野朝遺臣ノ事蹟並ニ修驗道關係ニ付テ更ニ調査考覈ノ歩ヲ進メタナラバ何等カ得ル所ガアルカモ知レマセヌ

この芝委員の発言の後段について、大谷委員長からどういう意味かと質問があった。これに對する芝委員の発言の要約を、「第三回小委員会速記録」から箇条書にする。

芝委員

・一方には偽作の文献の内に長慶天皇が修験道に入つて奥州に潜幸したことがあり、他方には奥州における勤王の士と南朝の関係が漠然と示されている。

・それならば、奥州での南朝の遺臣の事蹟と修験道関係をよく調べたら、長慶天皇の行方について「ヒント」を得られるのではないか。

つまり芝委員は右の引用にみる通り、「参考地並ニ傳説上申箇所」について「採擇スルニ値スルモノ無シ」と断じつつも、「奥州ニ於ケル吉野朝遺臣ノ事蹟並ニ修験道關係」についての研究を進めれば、長慶天皇の讓位後の動向についての何らかの知見が得られるのではないかという見通しを有するに至つたのである。

「第三回小委員会速記録」の以降の部分については、概ね次の二点にまとめることができる。まず第一点は、荻野委員の「浪岡についてしきりに言っているな」との発言に対し、黒板委員の「浪岡の事は何の書だったか一寸忘れたが外にも出て居た」との発言があつたこと。

第二点は、以降の進め方について、委員が分担して書類をみることにし、会議の形にせず日を決めてひとつの部屋に集まり、必要によつては会議もすることにしたこと。

第三回小委員会の特徴は、何といつても第一回小委員会ですでに取り上げた青森・岩手県の

「上申地」について再度取り上げたことである。つまり、各「傳説箇所」についての「説明」（第一回小委員会）なり「報告」（第三回小委員会）なりの担当が、第一回小委員会では和田幹事（考證官）であったものが、第三回小委員会では芝委員に交替したのである。それはいつたいなぜなのか。すでにみたように「関係書類ヲモウ一度私（引用註、芝委員）ガ目ヲ通セトイフ御話」があつたということはわかるものの、他にこの間の事情を示す文言は、「議事録」「速記録」にはみられない。

それでは、第一回小委員会と第三回小委員会とは、「傳説箇所」についての評価が異なるのかというところ（²⁵）は、本稿における第一回小委員会についての記述と第三回小委員会についての記述を一見してもわかるように、第一回小委員会と第三回小委員会とは、その「説明」なり「報告」なりの内容は第三回小委員会の方が圧倒的に濃い。この点が、第三回小委員会において第一回小委員会ですでに取り上げた「傳説箇所」を再び取り上げることになつた理由であろうことは、充分考えられる。

また、「傳説箇所」が「否定」された理由についてみれば、それぞれの「上申」が示す「根據」が「偽作」「信憑スベカラズ」「附會」「偽系圖」「偽書」「想像」であつたことによるが、これは他の総会・小委員会と同様であつた。

四 第四回總會（昭和十年十月十四日）

第四回總會は、昭和十年十月十四日月曜日午後一時から四時まで宮内大臣官舎で開催され、大谷正男委員長、渡部信・浅田恵二・芝葛盛・辻善之助・濱田耕作・黒板勝美・荻野伸三郎・原田淑人委員、伊藤武雄・林與之助・和田軍一幹事、山崎鐵丸・松井彌吉郎・小川三郎書記が出席した。

『臨時陵墓調査委員会録總會議事録の部』⁽²⁶⁾は第四回總會について、「第四回總會議事録」と「第四回總會速記録」がその内容を載せる。それぞれの標題を一見すれば明らかのように、「第四回總會議事録」は會議の概要を載せ、「第四回總會速記録」は會議での個々の発言をそのまま載せる体裁を取る。以下これから引用・要約しつつみることにした。

「第四回總會議事録」によると、「議題」の「一、報告ニ関スル件」の「(一)諮問第一號小委員會十月十一日(第二回)」は、「芝委員ヨリ長慶天皇陵ニ関スル上申書ノ内容ニ付總括的報告アリ」とする。

また、「第四回總會速記録」は次のように述べる。「第四回總會速記録」から発言の要約を簡条書にする。

伊藤幹事

・諮問第一号について「審議」した小委員會は、第二回目を七月十八日に（第一回小委員會）、

第二回目を十月十一日に開催した(第三回小委員会)。その第一回目の小委員会で「審議」した上申内容や意見について芝委員に「総括」を依頼したのを、第二回目の小委員会で芝委員から報告があり、次いで今後の「傳説箇所」の審議方法を議した。

第四回総会では、長慶天皇陵に関する「傳説箇所」の「審議」が第一回小委員会と第三回小委員会でなされたことと、第三回小委員会で芝委員による「総括」がなされたことが報告されたものの、それらの具体的な内容については言及がなかった。

五 第六回小委員会(昭和十年十一月十二日)

第六回小委員会は、昭和十年十一月十二日火曜日午後三時から三時四十分まで宮内大臣官邸で開催され、大谷正男委員長、黒板勝美・辻善之助・荻野仲三郎・芝葛盛小委員、渡部信諸陵頭、伊藤武雄・和田軍一幹事、龍肅・相田二郎囑託、山崎鐵丸・小川三郎書記が出席した。この内、龍肅・相田二郎囑託ははじめての小委員会への出席である。⁽²⁸⁾

『臨時陵墓調査委員会録第十一冊議事録之六小委員会第一―二十八回(1)自昭和十年至昭和十一年』⁽²⁹⁾は、第六回小委員会について「第六回小委員會議事録」がその内容を載せる。以下第六回小委員会について、「第六回小委員會議事録」から引用・要約しながらみることにしたい。

まず「第六回小委員會議事録」はその冒頭で「龍・相田兩囑託ハ報告ノ爲メ又ハ必要ヲ生シタル場合ノミ小委員會ニ出席スルモノトス」として囑託の出席の根拠を説明するとともに、「辻委員ヨリ兩囑託（引用註、龍・相田囑託）ノ調査方針ニ付説明アリ」とし、続いて龍・相田囑託の調査方針について具体的に述べる。それについての辻委員の説明を「第六回小委員會議事録」から引用する。

(一) 龍囑託

調査事項

一、長慶天皇ノ側近者ノ事歴（長慶天皇御動靜ヲ向^{ママ}フヲ目的トシテ側近者ノ地理的動靜ヲ主トス）

二、北朝關係事項（長慶天皇ノ御代以後ノ南北ノ交渉ト南朝ノ事項）

調査方法

一、既知史料ノ整理

イ、整理ノ方法

大日本史料稿本及び南朝ニ關スル著述ニ引用セラレタル資料ヲ検討シテ大日本史料ニ類スル編年史料稿本ヲ作ル

口、史料ノ範圍

長慶天皇踐祚以後朝廷（南朝）ニ関スル總テノ史料ヲ蒐集ス、調査事項ニ直接關係ナキモノト雖モ參照ノ要アルモノヲ含ム

一、新史料ノ蒐集

蒐集方法ハ既知史料ニ準據シ又南朝所在地方、緣故深キ社寺等ヲ採訪シ既成ノ史料稿本ヲ追補シテ可及的完備ナラシム

一、作成シタル史料稿本ニ據リテ調査事項答申案ヲ作ル

(二) 相田囑託

一、古文書、金石文、并ニ典籍經卷ノ識語等ヲ各國別ニ調査スル事

一、古文書以下ノ史料ノ調査ハ、修史局以來蒐集セルモノヨリ始メ、明治以前ニ作成シタル古文書集并ニ地誌類ニ引用シタル史料ニモ及ブ事

一、各國別調査ノ順序ハ、便宜紀伊ヨリ始メ、大和和泉河内攝津山城ノ畿内諸國ニ及ビ、更ニ諸地方ノ國々ニモ及ブ事

ここにみえる龍・相田囑託とその「調査事項」「調査方法」等は、前稿でみた臨時陵墓調査委員會第二回總會（昭和十年七月十二日）の審議における黑板委員の発言、ならびに同總會にお

ける「諮問第一號二關スル審議順序及方法」(前稿史料2)の「調査ノ方針」(前稿史料2―b)の具体的なあらわれである。

以下、これらをめぐって発言が続く。「第六回小委員會議事録」から発言の要約を箇条書にする。

黑板委員

・八代氏の慶壽院の事も徹底的に調査の必要がある。(このことを和田幹事に慫慂する) 辻委員

・八代氏の調査の草稿・拓本等があると思われるので、まずこれを調べるように。(相田囑託に 対して)

黑板・芝委員、和田幹事

・長慶天皇陵関係史料は、新史料は勿論既知のものでも、まとまるのを待たず随時一般に配布 するようにしたい。(一同これに賛成)

黑板委員

・観心寺の長慶天皇御遺髪塔のことがある。記録にあつて場所が不明である。観心寺から資料 を取り寄せたらどうか。実地検査の必要がある。

第六回小委員会では、まず囑託二名の出席・調査事項・調査方法について取り上げられた他、八代國治の主張する慶壽院を長慶天皇陵とする説について発言があった。これはまさに、前稿でみた「調査ノ方針」（前稿史料2ーb）の「二」の具現化へ向けての第一歩と言うべきものであろう。何より「八代氏」「慶壽院」、また「觀心寺」といった文言が特徴的であるが、総会・小委員会における議論がそこにたどり着くまでにはなお暫くの道程が必要であった。

六 第七回小委員会（昭和十年十二月六日）

第七回小委員会は、昭和十年十二月六日金曜日午後一時三十分から三時五十分まで図書寮高等官食堂で開催され、渡部信諸陵頭、芝葛盛・辻善之助・荻野伸三郎委員（小委員）、伊藤武雄・和田軍一幹事、山崎鐵丸・小川三郎書記が出席した。なお、「黒板委員ハ旅行中ニ付缺席」との註記がある。

『臨時陵墓調査委員会録第十一冊議事録之六小委員会第一―二十八回(1)自昭和十年至昭和十一年』³⁰⁾は、第七回小委員会について「議事」（以下、「第七回小委員会議事録」という）と「要領速記」（以下、「第七回小委員会速記録」という）がその内容を載せる。それぞれの標題を一見すれば明らかのように、「第七回小委員会議事録」は会議の概要を載せ、「第七回小委員会速記録」は会議での個々の発言をそのまま載せる体裁を取るものである。以下これらから引

用・要約しつづみることにはしたい。

「第七回小委員会議事録」によると、その「概要」は次の通りである。引用する。

本小委員会ニ於テハ長慶天皇陵ニ関スル上申書ヲ各委員分擔査閲シ終ツテ之ニ批評ヲ加ヘタリ、傳説箇所中左ノ分（引用註、以下順に取り上げる九箇所）「傳説箇所」ヲ終了ス（福島縣一、群馬縣三、東京府一、富山縣三、山梨縣一）、計九箇所

つまり第七回小委員会では、第三回小委員会に引き続き、前稿表1「傳説箇所分類表 昭和十年六月」に拠って、概ね府県別に青森県から順に南へ、具体的には、福島県・群馬県・東京府・富山県・山梨県の計九箇所の「傳説箇所」について、各委員が分担して「批評」したのである。以下、それぞれについて「第七回小委員会議事録」および「第七回小委員会発言録」からみる。

福島県石川郡泉村大字小高（前稿表1―29、本稿表2―d―36）

「第七回小委員会議事録」から引用する。

（辻委員）

本村小高地内般若寺附近ノ小丘ヲ長慶天皇ノ陵トスルハ該小丘發見者平野黄金（冷堂）ノ想像ニシテ採ルニ足ラズ

「第七回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

辻委員

- ・東北本線須賀川駅から二里程離れた所で、ここの「五輪寶」を長慶天皇陵とするのが平野冷堂の主張である。
- ・昭和九年三月歴史公論第三卷第三号に平野冷堂の同所調査の記事を、また東京日日新聞同年七月十七日に同様の記事⁽³²⁾を掲載する。
- ・本年（昭和十年）七月に同人から著作「長慶天皇御陵私考」が宮内省に提出された。同著によれば、長慶天皇は諸国を行脚し應永元年（一三九四）には僧形で新田義隆の奥州靈山城に行幸があり、還幸の途泉村小高の般若寺で崩御したので東前の丘に葬り五輪寶という。五輪寶は金輪聖王で至尊の称号である。塚は高さ五六尺周囲十間程で昭和五年八月平野冷堂が発見した、という。
- ・平野の想像で御陵と認めるもので採るに足らない。

群馬県新田郡木崎町大字下江田字帝（前稿表1—31）

「第七回小委員会議事録」から引用する。

(荻野委員)

長慶天皇ノ陵ナリト稱スルモノハ法華千部塚ニシテ長慶塚ノ名ハ後ニ附セラレタルモノナルベシ、板碑ノ形式モ新ラシクソノ文字ヲ追刻セラレタルモノアリ、陵ト認ムルノ根據薄弱ナリ

「第七回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

荻野委員

・天徳二年（九五八）に長慶天皇が崩御しここに葬り、享保九年（一七二四）は三百五十回忌に当り法華千部を供養し供養塔を建て、千部塚また長慶塚といい、後にここに板碑を発見し③その面に「天皇貞和三年月日四」とありこれは長慶天皇のことだ、というものである。

・添付の写真を見ると確かに塚であるがこれは法華千部塚で、長慶塚の名は後のものである。板碑の形式は後代のもので文字も追刻のようで、証拠としては薄弱である。

群馬県佐波郡芝根村下茂木王院宮（前稿表1―33）

「第七回小委員会議事録」から引用する。

(荻野委員)

本箇所ニ付テハ證據ヲ示サズシテ長慶天皇陵ナリトイフモノナレバ採用スベカラズ

「第七回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

・趣旨がとても曖昧で、王院様は狭島様であるとして彦狭島命に結び付けようとし、また何の證據も挙げず長慶天皇陵であることを主張するもので、採るに足らない。

群馬県北甘楽郡高瀬村茶臼山（前稿表1―35、本稿表2―d―36）

「第七回小委員会速記録」から引用する。

(荻野委員)

當所ヨリ古鏡出土ノ一事ヲ以テ之レヲ長慶天皇陵ニ推考スルモノニシテ所説到底採ルニ足ラズ

「第七回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

荻野委員

・古い鏡が出たので長慶天皇陵と推考するもので、採るに足らない。

東京府南多摩郡由井村小此企長慶寺（前稿表1—37）

「第七回小委員会議事録」から引用する。

（芝委員）

本箇所ニ長慶天皇ノ陵アリトイフハ長慶寺ナル寺號ト「長慶云々」ト記セル位牌アルヲ根據トスルモノナルモ長慶寺ト稱スル寺院ハ全國ニ多數アリ、又位牌モ長慶天皇トハ何等關係ノ認ムベキモノヲ存セザルガ故ニ所説ハ承認シ難シ

「第七回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。

芝委員

- ・ 諸陵寮で調査した報告書がある。長慶寺という寺號を長慶天皇と結び付けた説である。長慶寺という寺は數十もあり寺号を證とできない。
- ・ 長慶天皇の位牌と稱するものを資料として挙げるが、位牌の文字は不明瞭である。小林某が「應永丙子三季／長慶德應院慶林玉室居士／正月^{庚午}十一日 長慶院御靈位」と読むが應永か永正か解らず「長慶院御靈位」と見るのも困難で、位牌の形式も当時のものと見られない。むしろこれは「長慶德應院慶林玉室居士」の位牌で恣に長慶天皇に結び付けたものであり、證

據にはできない。

・外に遺物と称するものがあるが信じられず、長慶寺の名から生じた謬説で承認し難い。⁽³⁴⁾

和田幹事

・本件は長慶天皇の位牌は論じているが、御陵については何もいつていない。

富山県射水郡守山村飯澤（前稿表1—39）

「第七回小委員会議事録」から引用する。

（辻委員）

本箇所ニ関スル上申ハ荒唐無稽ノ妄説ニシテ詮議ノ要無シ

「第七回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

辻委員

・百姓上坂常次郎・上坂正扇から昭和三年七月・八月・九月、昭和四年十一月・昭和五年一月に上申があった。

・自分等の家に長慶天皇御陵の地点を記す大秘密記録及び天皇の遺品の宸筆、即位式の際傳受の印、守刀、位板、香爐及び繪圖等を秘蔵するので出張調査があれば見せたい、というもの

で荒唐無稽で詮議の必要もない。

富山県西礪波郡西野尻村安居寺（前稿表1―41）

「第七回小委員会議事録」から引用する。

（辻委員）

本箇所二付テハ確タル證ハ之ヲ缺クト雖モ調査行届キ所説モ筋道立チタレバ強チ排棄スベキモノニ非ズ

「第七回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

辻委員

・明治四年の太政官布告に基き安居村肝入伊平等から金沢藩庁へ上申したのを始めに、明治十一年・二十一年、及び大正七年に御陵調査の上申があった。大正八年に宮内省諸陵寮考證課長増田于信、同十年に諸陵寮鎌田正憲・内務省柴田常恵、同十一年に八代博士の実地調査があり、同十三年七月に安居寺住職外八名から臨時御歴代史実考査会伊藤総裁宛に安居寺過去帳写外七種の資料を附して御陵調査願が提出された。

・これらを総合すると、明徳二年（一三九一）に長慶天皇がこの地に崩御したので観音堂西南

に葬った。それは安居寺過去帳に「明德二辛三月／南朝三代長慶院於當山崩御／陵本堂ヨリ西南ニアリ」と、土地台帳に「字山田島六千五百三十八番／一反別長慶院天皇御陵壹畝拾貳歩／官有地」とあるのによつて知られる。御陵は高さ四尺直経式間一尺許で古器物等はない、というもので、「第三類」に入っている通り「素朴」なもので、過去帳の文もそれ程古く且つよいものとは見えない。

・しかし話の筋が立っているようであり調査も行届いて見えるので、頭から捨ててしまふべきものでもない。

富山県氷見郡堀田村（前稿表1―43）

「第七回小委員会議事録」から引用する。

（辻委員）

長慶寺ナル地名ヲ根據トセル臆説ニシテ採ルニ足ラズ

「第七回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

辻委員

・本年（昭和十年）三月に東京市杉並区梨谷静枝から宮内大臣宛に上申の手紙があり、それに

は、自分は僧で実家の高岡の長慶寺は初め氷見郡堀田村にあつたが後に高岡に移る際檀家四五軒をその地に残した。そこに御陵と覚しき所があり、この檀家は御陵守護に残したものである。三十年以前に鐔を発見した、とある。

・長慶寺との地名から推測するもので採るに足らない。

山梨県南都留郡東桂村山伏塚（前稿表1—45）

「第七回小委員会議事録」から引用する。

（荻野委員）

何等ノ根據ナキ口碑ノミ

「第七回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

荻野委員

・昭和八年四月と九月に東桂村居住の渡邊亀吉が口頭で上申したものである。

・要旨は、亀吉の家に古くから三條小鍛冶宗近の作百足丸と称する名刀一口を蔵し、その伝来について亀吉の祖母が語る所は、同家の祖先左近将監渡辺佐渡守綱吉が山伏姿の貴人に従い東桂村に來た所貴人が逝去したので、これを本村鹿留馬場シに埋葬し、綱吉はこの地に土着し

所持の百足丸を没後に伝えたものであるといい、しかるに渡邊左近将監が長慶天皇に随従した趣を記した著を東京上野図書館が所蔵すると聞いたので、これと祖母の言を対照すれば、貴人は長慶天皇で貴人を埋葬した所は長慶天皇の御陵であろう、とする。

・何等確たる根拠は無いものであり、採るべき説ではない。

以降、これまで取り上げられた傳説箇所についての「審議」が続く。注目を集めたのは「富山県西礪波郡西野尻村安居寺」（前稿表1―41）である。「第七回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。

芝委員

・安居寺は調べに行つたことがある。長慶天皇の御陵という小さい塚があつた。過去帳はそれ程古くはないが維新前のものである事は疑いなく、「明德二年云々」の記載は何等か引懸りがあると思われる。

・上申書添付の南北朝年表は、図書寮史生前川喜左衛門（当時小学校長）の作成である。

辻委員

・この上申は「悪氣」のあるものではない。

和田幹事

・そうである。それにこの塚が小さい（廻り十二三間高さ数尺）のも面白い。

荻野委員

・最初の調べは明治四年で、未だ世人が長慶天皇の御陵に何等関心が無かった頃であった点も考慮できる。

和田幹事

・これ等は上申としては「上等」のものであろう。安居寺と同郡の西礪波郡赤丸村に親王塚があり、これが長慶天皇の御陵に当ることが富山県高岡市總持寺の本尊千手観音の胎内に墨書してあり、宮内省の許可を得てこの観音仏を解体調査したいと本年（昭和十年）五月に中條某等二名が諸陵寮に出頭して申し出た。しかしこの墨書銘は長慶天皇陵に関しては史料的价值も無く、宮内省の命で仏像を解体させることは穩当でないので、この申し出は承諾しなかつた。こちらの方は良くないが、安居寺の過去帳はよいものと思われる。

荻野委員

・南朝関係の調べが進めば何等か手懸りになるかも知れない。

渡部諸陵頭

・とかく無稽のものが多い中に、一つでも手懸りになるものがあるのは喜ばしい。

荻野委員

・辻君が「素朴」であるが捨てるべきでないと評したのは当たっている。

安居寺の傳説箇所をめぐってなされた審議の中で、「悪氣」「素朴」、あるいは塚の大きさが小さいということについては、すでに前稿でも触れた。「第三類」に分類された安居寺の長慶天皇陵伝承地に向けられた諸陵頭・委員・幹事の眼差しには、それが現実に長慶天皇陵に治定される可能性の如何にかかわらず、どこか温かいものが感じられる。

その後の発言について、やはり「第七回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

和田幹事

・今日の話については、皆様から上申書類審査の結果を各自から小委員会に報告され、本小委員会ですべて承諾したものと見ることにしたいと思う。

辻・芝・荻野委員

・それがよい。

第七回小委員会の「議事録」「速記録」については、その末尾に小川三郎書記による奥書がある。「議事録」「速記録」の成り立ちについての示唆を含むものと思われるので左に引用する。引用にみえる「議事録」とは、本稿にいう「議事録」「速記録」を含むものと考えられる。

本議事録ハ當日議場ニ於テ録取シタル筆記ヲ基礎トシ関係上申書類ヲ参照シテ之ヲ作製ス

昭和十年十二月十二日

臨時陵墓調査委員会書記小川三郎

第七回小委員会では、第三回小委員会に引き続いて「傳説箇所」の「審議」がなされた。今回は、福島県・群馬県・東京府・富山県・山梨県の「傳説箇所」である。報告は、辻・荻野・芝委員によってなされた。

それらの「傳説箇所」が、「想像説」「根據薄弱」「荒唐無稽」「臆説」として退けられたことはこれまでの通りであるが、第七回小委員会では例外があった。「富山県西礪波郡西野尻村安居寺」（前稿表1—41）である。

辻委員による報告や、渡部諸陵頭、芝・荻野委員、和田幹事の発言にも、他の上申とは全く異なる積極的な評価がそこに見られるのは右に指摘した通りである。それにはすでにみた通り、宮内省諸陵寮考證課長増田于信・諸陵寮鎌田正憲や、内務省柴田常恵、そして『長慶天皇御即位の研究』の著者八代國治の「實地調査」等も与かっていると考えられる。しかしそもそも同地は「第三類」に分類されたものである。「第三類」の「素朴ナル古傳ヲ有シ又ハ之ヲ核心トシテ考證ヲナセルモノ」というその「素朴」が、ここでは好感をもって迎えられていると考えることができよう。同じく「第三類」とされた「傳説箇所」とはいつても、例えば「群

馬県新田郡木崎町大字下江田帝」(前稿表1―31)とはおよそ対照的な位置付けである。

五八

七 第八回小委員会(昭和十一年一月二十日)

第八回小委員会は、昭和十一年一月二十日月曜日午後一時三十分から同四時まで図書寮高等官食堂で開催され、大谷正男委員長、渡部信諸陵頭、芝葛盛・黒板勝美・荻野伸三郎委員、伊藤武雄・和田軍一幹事、山崎鐵丸・小川三郎書記が出席した。なお、辻善之助委員については「(風邪ニ付欠席)」との註記がある。

『臨時陵墓調査委員会録第十一冊議事録之六小委員会第一―二十八回(2)自昭和十年至昭和十一年』⁽³⁵⁾は、第八回小委員会について「議事」(以下、「第八回小委員会議事録」という)と「要領速記」(以下、「第八回小委員会速記録」という)がその内容を載せる。それぞれの標題を一見すれば明らかのように、「第八回小委員会議事録」は会議の概要を載せ、「第八回小委員会速記録」は会議での個々の発言をそのまま載せる体裁を取るものである。以下これらから引用・要約しつつつみることにした。

「第八回小委員会議事録」によると、その「概要」は次の通りである。引用する

本日ノ小委員会ニ於テハ前回ニ引續キ長慶天皇陵ニ関スル上申書ヲ各小委員分擔査閲シ、終

ツテ之レガ報告ヲ為セリ、報告終了ノ箇所並ニソノ地ノ上申ニ對スル擔當委員ノ概評次ノ如シ（愛知縣五箇所、静岡縣一箇所
和歌山縣二箇所）計八箇所

つまり第八回小委員会では第七回小委員会に引き続き、前稿表1「傳説箇所分類表昭和十年六月」から、概ね府県別に青森県から順に南へ、具体的には、愛知県・静岡県・和歌山県の計八箇所について、各委員が分担して「概評」したのである。以下、それぞれについて「第八回小委員会議事録」および「第八回小委員会発言録」からみる。

愛知県丹羽郡布袋町曾本（旧曾本村）（前稿表1―55）

「第八回小委員会議事録」から引用する。

上申者方御陵ト稱スル古墳ハ南北朝時代ノモノニ非ズ又天皇ト土地、天皇ト墳墓ノ關係モ明ナラズ、牽強附會ノ説ナリ

「第八回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。

芝委員

・昭和二年に宮内省高木書記官に送られてきた某の書信に、この地に太子塚ニトゴと呼ぶ古墳がある。

明治十年に発掘すると「長慶天皇」と銘がある石碑（この石碑は発掘の際警察官に知られては都合が悪いということで碎いて石橋の土台とし、また正眼寺地盛の際にこれを築込めた由）及び「クダ石」三十六箇、勾玉六箇、太刀、刀鐔等を発見した。思うに天皇は北條氏遺族を頼りこの地に行幸し、崩後に太子塚に葬ったのであろう、とある。

しかし、発掘品から見ると太子塚は南北朝時代の古墳ではない。また、天皇来行の理由は北條氏遺族を頼つて来たとあるが、それは正眼寺に北條家の墓地があることからの推測で確證はない。天皇と土地、天皇と墳墓の關係が明らかでなく「牽強付會」の説である。

愛知県名古屋市（旧御器所町）（前稿表1—57）

「第八回小委員会議事録」から引用する。

（芝委員）

考證上ノ文献無ケレバ根據アルモノト言ヒ難シ

「第八回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。

芝委員

・昭和三年三月奥田一夫から佐藤侍医頭に宛てた手紙に、この村の三角形の小さな松林に小祠³⁶

があり後村上社という。附近に長慶橋があり、この松林は長慶天皇陵である。明治年中に宮内省から問合わせがあったがその時は御陵は無いと回答したというのが林未亡人の談である、とあった。

- ・増田御用掛も嘗てこの地を調査したというが、書類は残っていない。
- ・増田氏が見た「歴代御陵図」に長慶天皇陵を本箇所に記載してあったというが、現在の御陵図にはその記載がない。
- ・考證的の文献が無く根拠あるものと言ひ難い。

愛知県渥美郡杉山村孝仁（前稿表1―65）

「第八回小委員会議事録」から引用する。

（芝委員）

長慶天皇當地行幸竝ニ其陵ニ関スル確證無シ故ニ採用ノ根據無シ

「第八回小委員会速記録」から発言の要旨を箇条書にする。

芝委員

- ・大正十五年十月の千葉県香取郡橋村岩堀角次郎からの上申は、大正十五年に長慶天皇陵御登

列の詔書があつたのでその御陵について見聞する所を報告する。今から三十年前に三河地方を旅行して「杉山村孝仁に長慶寺という寺があり弘仁太子の古墳と称する五坪の土地がある。中央に五輪塔一基をめぐって十餘個の小五輪塔が列ぶ。この五輪塔を弘仁太子の古墳と称する。五輪塔を弘仁太子の墓、他をその従者の墓と伝える。近くに八幡神社があり太子を祀る。弘仁太子は長慶天皇の潜称で塔石は山城産であろう」と聞いた。長慶寺については確證がない。天皇来幸の理由は、南朝の忠臣には初め信濃国浪合に隠れ後に三河国に来る者が多く、この関係での行幸であろう、とする。³⁷⁾

これだけでは長慶天皇東幸の確證がない。長慶寺の名からのものである。弘仁太子を長慶天皇と結び付けるのは「附會」である。墓石は研究の餘地があるが證にはならない。故に採用の根拠はない。

愛知県額田郡（前稿表1—59）

「第八回小委員会議事録」から引用する。

（芝委員）

傳説アリトイフノミニテ何等ノ考證ヲ伴ハズ、手ノ付ケ様無シ

「第八回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

芝委員

- ・ 前述の岩堀角次郎からの杉山村大字孝仁の分と併せて上申したものである。
- ・ 単に土地に傳説があるというだけで何等の考證を伴わず手の付け様もない。

愛知県宝飯郡大塚村大字大塚（前稿表1—61）

「第八回小委員会議事録」から引用する。

（芝委員）

確證無ク採用ノ價値ナシ

「第八回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

芝委員

- ・ 昭和七年九月に山本谷吉等が上申したもので、この地の大塚古墳は王塚であるので長慶天皇陵であるというものである。

・ これは、当時その土地につき訴訟中であり、これを長慶天皇陵というのが有利なのでこういったものである。

・固より確證なく採用の根拠はない。

静岡県浜名郡天王村大字天王（前稿表1―53、本稿表2―d―37）

「第八回小委員会議事録」から引用する。

（黒板委員）

遺物ニ證トナルモノ無ク、所説ハ附會ニ出ツ、問題トスル要ナシ

「第八回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。

黒板委員

・昭和三年一月以來竹山稔⁽³⁸⁾から数度上申があり、最後に昭和九年に上申があつた際の、この問題を諸陵寮限りで取扱いたい旨の大臣伺がある。上申に「竹山稔ガ長慶天皇ノ御子孫ナリ」とあり、宮内省から県に照会して人物を調査させた所、別に「狂人」ではない旨回答があつた。

・昭和二年に倉本代議士⁽³⁹⁾がこの問題について議会で文部大臣に質問したところ、文部大臣からは宮内省で調査中と答弁したことがある。

・上申の内容は、長慶天皇が藤原藤房の先導で「鳥ノ島」に行幸しここに行宮を営んだが、應

永二十一年（一四一四）四月十九日に七十八才でこの地に崩御した。遺物が五十七点残っており調査を願う、というものである。

・遺物には問題になるものはない。右の傳説を作り出したのは、元祿十五年（一七〇二）に「五午頭天皇」を天王社に合祀したとの記事の「五午頭天皇」、即ち龜山・後宇多・後二條・後醍醐・後村上に「附會」したのに由来するもので、問題とする要がない。

これには、以下の通りの発言が続く。「第八回小委員會議事録」から発言の要約を箇条書にする。

大谷委員長

・その遺物を見たか。

黒板委員

・私は見ない。倉本代議士に列車で尋ねられた際は、「午頭天皇」を五方の天皇に結び付けたものなので価値は無いと言っておいた。

和歌山県伊都郡河根村大字丹生川参考地（前稿表1―73、本稿表2―d―38）

「第八回小委員會議事録」から引用する。

（黒板委員）

上申ノ根據トナス史料ハ當時ノモノニ非ル故、證トスルニ足ラズ、御陵ト稱スル五輪塔モ何人ノ墓ナルカヲ知ラズ、上申ノ價値ハコノ地方ニ天皇ノ行幸アリシコトヲ推測セシムルノ參考タルニ止マル

「第八回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

黒板委員

・明治二十一年に参考地に決定されたが、その前に湯川潔から上申があつた。

荻野委員

・湯川は教部省時代の人だつた。

黒板委員

・上申の趣旨は、長慶天皇は讓位後玉川宮といわれ、後醍醐天皇第一皇女灌子内親王が当地に来て庵寺を営み明野庵と称するに及び天皇はここに行幸し崩御、朝塚に陵を営んだ。従者の子孫は永くこの地に止まつた、というものである。

・しかし史料は当時のもではなく、例えば「御宸翰」の如きは問題にならない。写真の宝篋印塔も誰のものか解らない。故にこの材料だけでは駄目である。

・上申書の「吉野朝ト高野山」と題する書⁽⁴⁰⁾(七十五頁)の頭註に「天授五年七月廿三日灌子内

親王薨」とあるが、当時天皇は在位中で上申書のような長慶天皇と灌子内親王の関係は認められない。

芝委員

・ここに行ったことがある。「朝塚^{アサ}」という塚があり、それが「チヨウ塚」となったのである。文書も後世のもので、むしろ無い方が当地としては都合がよい位で採用の価値はない。

荻野委員

・その史料は湯川の上申にも引用されて居るから、その頃からあったのであろう。
・田中義成はここが一番いいと居る。

黒板委員

・和歌山県の上申には、星野博士が長慶天皇は玉川に崩御したと『史学雑誌』に書いたことがあるとっている。

芝委員

・玉川宮が長慶天皇かどうかということは問題である。

黒板委員

・だからこの上申も価値がない。参考の程度である。史料が高野山附近から出るから天皇があ

の辺に行ったことが考えられるという程度である。

和歌山県伊都郡高野町大字高野山奥院山内玉川（前稿表1―75、本稿表2―c―25）

「第八回小委員会速記録」から引用する。

（黒板委員）

上申書ニ御陵ナリトイヘル玉川塔ハ村名ニ由来セル塔ナルベシ、引用書モ問題トナラズ

「第八回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。

黒板委員

- ・ 大西敏明から上申があり、御廟橋に向つて左（齒髮爪塔
地ノ下）に玉川塔という古牌がある。これは長慶天皇陵か、というのであるが、玉川村の名から玉川塔の名が出たのであろう。
 - ・ 引用書も問題にならない。「南帝自天親王川上郷御物由来記」はどういうものか。
- 芝委員

- ・ それは河野宮の關係史料で問題にならない。

黒板委員

- ・ 玉川塔は何時頃から建てられたか解らないが、村名か川の名に由来したものであろう。

以下は、右にみた「和歌山県伊都郡河根村大字丹生川参考地」(前稿表1―73、本稿2―d―38)についての発言である。

大谷委員長

・ここは多少の参考として考える材料になるか。

黒板・荻野委員

・地理的に考える材料とする。

和田幹事

・河根陵墓参考地決定の理由は、書類が焼けて直接には知り得ないが、明治七年四月に教部省員の同所に関する意見が回議冊中に残っている。これと似たものであろう。

黒板委員

・湯川というのはどういう人か。

和田幹事

・高麗神社の禰宜をした人である。

荻野委員

・神社局の書類にも湯川の意見書の出されたものがある。⁽⁴²⁾

渡部諸陵頭

・湯川、湯本、岩谷などという人から上申されている。

和田幹事

・岩谷は和歌山の人である。

渡部諸陵頭

・松葉幸次郎⁽⁴⁴⁾は。

和田幹事

・和歌山県の自治会長である。

大谷委員長

・高野山は問題はないか。

黑板・荻野委員

・地理的には近いと見られる。

ここにみえる「丹生川参考地」は、基本的には「紙漉澤参考地」と同じくその信憑性については「引用書問題トナラズ」とされたのではあるが、決して一刀両断のものではなく、さまざまな事実関係が確認される等、関心そのものは継続している様子がみてとれる。

さて第八回小委員会の「議事録」「速記録」には、その末尾に小川三郎書記による奥書きが

ある。「議事録」「速記録」の成り立ちについての示唆を含むものと思われるので左に引用する。引用における「議事録」とは、本稿における「議事録」「速記録」を含むものとみられる。

本議事録ハ當日議場ニ於テ録取シタル筆記ニ據リ、及ビ關係上申書類ヲ参照シテ之ヲ作製ス

昭和十一年一月廿二日

臨時陵墓調査委員会書記小川三郎

第八回小委員会では、第七回小委員会に引き続いて「傳説箇所」の「審議」がなされた。今回は、愛知県・静岡県・和歌山県からの「傳説箇所」である。報告は、芝・黒板・荻野委員によつてなされた。

それらの「傳説箇所」は、「牽強附會」「手ノ付ケ様無シ」「價値ナシ」「根據無シ」「證トスルニ足ラズ」「問題トナラズ」等として退けられた。ここで一言付け加えれば、それらの「傳説箇所」に向けられた厳しい姿勢の中でも丹生川陵墓参考地に対しては関心が継続して向けられたのである。同じ陵墓参考地でも、第一回・第三回小委員会で取り上げられた紙漉澤陵墓参考地が事実上の全否定であったこととの差は、「議事録」「発言録」のひと言ひと言から如実に読み取ることができる。

八 第十一回小委員会（昭和十一年二月十八日）

第十一回小委員会は、昭和十一年二月十八日火曜日午後一時三十分から同五時十五分まで図書寮高等官食堂で開催され、大谷正男委員長、渡部信諸陵頭、浅田恵二・芝葛盛・辻善之助・黒板勝美・萩野仲三郎委員、伊藤武雄・和田軍一幹事、山崎鐵丸・小川三郎書記が出席した。『臨時陵墓調査委員会録第十一冊議事録之六小委員会第一―二十八(2)自昭和十年至昭和十一年』⁴⁵は、第十一回小委員会について「第十一回小委員会議事録」がその内容を載せる。一般に「議事録」というと会議の概要を載せるものであるが、「第十一回小委員会議事録」は会議での個々の発言をそのまま載せる体裁を取っており、事実上「発言録」と言える。以下「第十一回小委員会議事録」から引用・要約しつつみることにした。

なおこれまでの総会・小委員会では、上申等の「審議」の順序は概ね北から南への順であったが、第十一回小委員会では担当者別となっており、萩野委員、黒板委員、芝委員、辻委員の順で報告されている。ここではその順によることとする。

山梨県南都留郡明見村（前稿表1―47、本稿表2―d―36）

「第十一回小委員会議事録」から発言の要約を簡条書にする。

萩野委員

- ・ 柏木豊明の上申で、「長慶天皇御潛幸並都留御陵」との印刷物があり、それには、長慶天皇は親王の時から正平十一年（一二五六）正月まで、また同十二年（一二五七）六月から同二十三年（一二六八）三月まで、及び讓位後文中三年（一二七四）四月から應永元年（一三九四）八月の崩御までの三度隱密策に依り明見村に潛幸し、ここに崩御し御陵がある、という。
- ・ その根拠として李花集冬詞書、新葉和歌集賀部三百首寄日祝詞書、同百首梅の詞書、同恋一寄煙恋、後村上天皇、長慶天皇の御製等を挙げ、特に加藤文書を強調する。
- ・ しかし肝心な都留郡と皇室の関係については和歌を曲解するものであり、例えば李花集寄郡祝に「名にたてる鶴の郡の民なれば千代のみつきもたえさざりけり」、また師兼千首寄郡祝に「千代ふべき君にはさこそ習ふらめ鶴の郡の民のみつきは」の「鶴の郡」を甲斐国都留郡とし、郡内の人民が南朝に貢物を奉りその資源となった、というものである。
- ・ 加藤文書は、第一号尾明見の系図を見ても文体は後世のもので、第三号片山寺開起檀那連名に「桑原は元京都之公卿也從五位上菅原朝臣為通也貞和七年此地に皇子を伴來り明見之寺に隱る、子供三人男有嫡男甚大夫、二男文三男四郎と言」とあるが勿論文体をなさない。
- ・ 天皇の崩御地については碧玉集寄郡祝に「君が代の千世の日つきの行末は都留の郡の民や知るらん」とあるのに拠り甲斐国都留郡とするが、これは甲斐国都留郡をさすのではなく歌の意を曲解して居る。

・同郡同村内に金剛峰という地域があるのを長慶天皇の灌頂号に由来するというが、灌頂号に金剛峰などといわない。

・この上申は一見條理立って居るが肝心の処は推定であり、その材料が無いので隱密策に因るというが正しい見解ではない。歴史上から見ると根拠が無い。

山梨県南都留郡明見村⁽⁴⁶⁾（富士谷軽島森旧福地八幡近傍）（前稿表1―49）

「第十一回小委員会議事録」から発言の要約を簡条書にする。

荻野委員

・富士文書に長慶天皇関係の文書があるとしてそれを根拠に「長慶天皇紀畧」⁽⁴⁷⁾という本を著しているが殆ど小説である。つまり、楠正成始め南朝の忠臣が悉く富士山麓に来て阿祖大宮司の下にあった際、元國の浪人玄清（文天祥の父という）の教を受けた。また三光国師が来た。時に藤原宣房の女が父と共にここに来て正成に恋してその夫人となる、というもので、引用文書は写真版にして本につけてあるが一見して甚しい「偽物」である。

黒板委員

・この文書は御歴代史実調査委員会⁽⁴⁸⁾の問題で先年図書寮で見た。

大谷委員長

・南朝の遺臣が山梨県に来たことがあるか。

黒板・荻野委員

・ない。来たというのは富士文書に拠る。

山梨県南都留郡忍野村字内野（前稿表1―51）

「第十一回小委員会議事録」から発言の要約を簡条書にする。

荻野委員

・これは、この地に南朝の忠臣の姓が地名に遺っており、また村社浅間神社の神像の台に書いた文句に天皇の御名と山中陵という文字や正成の花押がある。もともと普通の人には読めないが上申者には読める。神像中の天兒屋根命像一軀は長慶天皇の束帯姿の像である。それでこの地に御陵がある、というものである。

・像の下の文字は取るに足らず、書体は後世のものである。

以上、山梨県南都留郡の三箇所報告について、荻野委員は、何れも証拠不十分、とする。その上で、以下の通りの発言が黒板委員・和田幹事からあった。「第十一回小委員会議事録」から発言の要約を簡条書にする。

黒板委員

・天野という家が昔から都留郡にあり、今は零落していると聞いた。

和田幹事

・「君が代は」の歌は甲斐國志では「日嗣」^{ひつぎ}であるが、柏木豊明の解釈では「柩」^{ひつぎ}である。

黒板委員

・甲斐國史志や碧玉集を見れば、柏木等が無理に解したことが解る。

和田幹事

・内野の浅間神社と山伏塚は、修験道と関係がある様に思われる。

和歌山県西牟婁郡富里村大字下川字打越（前稿表1―79）

「第十一回小委員会議事録」から発言の要約を簡条書にする。

黒板委員

・この地の上申者が調査員として行ったら墓地中に一般人の墓地と区別した箇所があり、多分長慶天皇の陵であろう、というだけのものである。

和歌山県伊都郡小佐田村（前稿表1―71、本稿表2―c―23）

「第十一回小委員会議事録」から発言の要約を簡条書にする。

黒板委員

・上申の引用書は河根陵墓参考地と同様高野山文書で、やはり丹生川附近の小佐田の調査を願う明治六年頃の書類の写である。

・「宮の段」という高い地点が陵という外何等詳しいものはない。これは丹生川の参考地（河根陵墓参考地）を調査するときに一緒に調査したい。

和歌山県有田郡八幡村安諦村杉ノ原天子山（前稿表1—77）⁽⁴⁸⁾

和歌山県伊都郡高野町大字滝奏重山

「第十一回小委員会議事録」から発言の要約を箇条書にする。

黒板委員

- ・この二箇所は星田義量の上申で書類も一緒である。
- ・伊都郡の方は、奏重山の弁財天社が陵であるといい、その證として高野山正智院に應永三十二年（一四二五）惠覺添書の善女龍王の大幅があると伝えるが、その善女龍王は足利幕府を憚り長慶天皇を女佛として祀ったと考えられ、龍福寺跡が行在所である、という。
- ・有田郡の方は、天子山の日光三社大権現は長慶・後醍醐・後村上天皇を祀るが、その後の「龍ノヌタ」という古墳が長慶天皇の御陵に当たるといっているので、引用書として花園古文書、新葉和歌集、徒然草、法華経奥書等多数を挙げる。
- ・何れも偽物か勝手に結び付けたもので、直接の證據とならない。ただ天皇とこの地方が関係あることを知るのみである。もし調査するなら南朝関係地として調査するに止めるのがよい。

芝委員

・引用書の内には研究を要するものがあるようだ。

黒板委員

・文書にはいいものがあるが、直接御陵と関係なく勝手に引用・解釈しただけである。

三重県南牟婁郡五郷村字寺谷（前稿表1—67）

「第十一回小委員会議事録」から発言の要約を簡条書にする。

黒板委員

・これは簡単で、この地に南帝王の御陵がある。同郡飛鳥村の隆正寺でお祭りしている。また五郷村に南帝王が滞在した本京姓の家がある、というものである。

・それだけのことを思い付いて諸陵頭に注意したに過ぎない。

三重県一志郡多氣村大字下多氣（前稿表1—69、本稿表2—b—15⁽⁴⁹⁾）

「第十一回小委員会議事録」から発言の要約を簡条書にする。

黒板委員

・これは傳説でなく、明治三十七年に松阪の御厨神社々掌松本秀業著「多氣北畠家雜鈔」に、「吉野ノ忠臣ガコノ辺ニ居住シタカラ長慶天皇ノ御陵モコノ附近ニアルデアラウ」とあるのを本とし、「ソノ御陵ハ本村北畠神社境内デ石仏老杉ノ存スル盛土ノ箇所ガソレデアルト推考スル」との上申で、北畠氏との関係から推定したものである。

・この地については別に岩谷民藏が昭和十年十一月三日に上申し、前説を取消し新説を出して居る。それは、「長慶天皇ハ多氣城國司館ノ別殿ニ崩ジ靈骨ハ宮殿ヲ作ツテ納メ分骨ヲ相馬及丹生川ノ二箇所ニ納メタ、故ニ多氣ガ本陵デアル、又、天皇ノ靈像ヲ納メタ所ヲ鎮伏裏院又、禁中宮トイッタ」というものであるが根拠は不明である。

大阪府南河内郡河合寺村（前稿表1—101）

「第十一回小委員会議事録」から発言の要約を箇条書にする。

黒板委員

・先祖からの口碑に、本村共同墓地内に観上親王（長慶天皇）の墓と伝える所が在ったが、昭和三年五月二日実地踏査の結果現場より一丁半離れた所で御紋章入りの石碑を発見した。これに依り代々の口碑が真実であることを知り、更に調査の結果長慶天皇の御名入りの石碑が口傳の場所に埋設されているのを発見した、という上申である。

・その石碑は多分後世のものである。当時石碑を埋めることはない。此処は序の時に調査を願いたい。

大阪府南河内郡川上村観心寺（前稿表1—99）

「第十一回小委員会議事録」から発言の要約を箇条書にする。

黒板委員

・要旨は、観心寺が南朝と関係が深いのは多くの證據がある。後村上天皇の御陵があり、後村上天皇中宮陵もここにあるであろう。天皇の御母新待賢門院陵と覚しき皇母塚もある。そして追善写経奥書に依れば長慶天皇の御髮塔がある。天皇の御陵も存在して然るべき所である、というものである。御髮塔としては考究するべきである。

・追善写経奥書はどういうものか。

和田幹事

・観心寺に由緒の深い人の名を列挙したもので、徳川初期のものというがそうでなく、奥書に「當年元祿十一^{戊寅}二月廿中一日而天皇御國忌日也^{云々}」とあるその時のものである。

黒板委員

・天皇は後村上天皇迄、徳川は寛文迄記してある。偽物らしくも見えない。

和田幹事

・寺では観心寺過去帳と書いて居る。

大谷委員長

・髮塔は諸陵寮としてはどういう取扱いか。

渡部諸陵頭

・寺のものでこちらでは関係していない。

和田幹事

・同所には檜尾塚参考地がある。

黒板委員

・檜尾塚は追善写経奥書に「埋御髮當寺後」というのと矛盾する。

芝委員

・檜尾塚は当時のものである。

大谷委員長

・ここは調査が必要か。

黒板委員

・御陵の調査としては直接問題にならないと思う。

芝委員

・御髮塔は檜尾塚のことをいうのではないから、直接問題にならない。

黒板委員

・寺では檜尾塚を御髮塔だといっている。

渡部諸陵頭

・檜尾塚は誰の陵墓と考えて参考地にしたか。

和田幹事

・誰とは言明しなかった。南北朝時代の陵墓の形式に当るので参考地にした。

黒板委員

・「コーボ塚」を天皇の母の塚と考えるのは不自然である。新しい考えである。

和田幹事

・自分も寧ろ「弘法塚」と見るのを穏当と考える。

黒板委員

・檜尾塚には古い文献があるか。

芝委員

・徳川の末に出来た木版の図に記載されている。

大阪府北河内郡磐船村獅子窟寺（前稿表1—97⁵⁰）

「第十一回小委員会議事録」から発言の要約を簡条書にする。

黒板委員

・獅子窟寺内に陵があるというが詳しくいう必要はない。竹内家の古文書は全部後世の偽作だ
と思う。系図の書方でも解る。墓の名に故墓などというのがある。こういうものを證據とす
るのだから問題にならない。

愛知県宝飯郡御油町（前稿表1―63、本稿表2―d―37）

「第十一回小委員会議事録」から発言の要約を箇条書にする。

芝委員

・富田善秋等により、昭和十年四月・五月・六月に上申されている。始めは天神塚を御陵としていたが六月の上申では王塚が御陵になった。附近に皇子松良親王墓という御坊塚があり、天皇の妃檜御前の旧跡地が同郡国府町に、また皇女綾姫の墓綾姫塚が遠州光明村にあるという。

- ・證拠として、(一)長慶天皇御位牌、表に金剛心院皇夫大士、裏に天授五年九月二十日とある、
- (二)松良親王位牌、表に明光院成徳大士、裏に應永二十四年八月十六日とある、(三)石燈籠、金剛心院應永八年三月と刻してある、(四)棟札、檜御前靈前、元祿四年と記す、(五)青木平馬文書、天皇及び近親の名及び崩御の時を記す、を挙げるが写真で見ると何れも後世のものである。
- ・天授年間（一三七五〜八一）は長慶天皇在世中で、金剛心院は長慶天皇とは関係ない。また御位牌に皇夫大士と書くことも考えられない。松良親王は平馬の文書以外に無い。
- ・なお大恩寺阿彌陀堂は天文二十二年（一五五三）長慶天皇行在所王田殿をここに移したものであるというが、何も根拠が無い。

奈良県吉野郡十津川村大字上野地（前稿表1―103、本稿表2―d―38）

「第十一回小委員会議事録」から発言の要約を簡条書にする。

芝委員

・大正十五年十二月一日の南海新聞に当地の傳説を載せ、昭和二年に上田三平から口頭の上申があり、最近は十津川村長から上申があった。

・傳説の要点は、村社國王神社境内の「南帝陵」が長慶天皇の御陵で、ここに天皇の御首を埋めてあるが、御手、御足等は別の所に葬つてある。國王神社は長慶天皇を祀り文中二年（一二七三）に建てられた、というものである。

・上申には、文中二年に讓位・崩御とあるが、これは今日では認められない。しかしこの傳説は土地の関係及び長慶天皇を祀つて居る点から一概には棄てられない。文献は無いが一應調査の必要がある。

黒板委員

・十津川あたりに鏡に後醍醐天皇と記したものがあり、吉野神社に納めてある。ここは一應調べ必要がある。

京都府北桑田郡山國村山國陵域内（前稿表1—83）

「第十一回小委員会議事録」から発言の要約を簡条書にする。

辻委員

- ・高野春秋に、長慶天皇が應永二十一年（一四一四）四月四日丹波の山中で崩御とあることにより、山國陵域内の経塚がその御陵に当る、というものである。
- ・しかしその根拠は何もない。

京都府竹野郡間人町字砂方（前稿表1―93）

「第十一回小委員会議事録」から発言の要約を簡条書にする。

辻委員

- ・長慶天皇は退位後に兵庫県の城崎温泉にお出でになったが、その後京都府竹野郡間人町字小間村の高地に移りここで崩御したので、同郡網野町字小濱小字卯ノ毛に埋葬、皇后もここで殉死した、という。

・上申者上谷は天皇の後裔という者で、全体に「気狂ヒ」じみたものである。

京都府船井郡東本梅村字大内（前稿表1―95、本稿表2―d―38⁵¹）

「第十一回小委員会議事録」から発言の要約を簡条書にする。

辻委員

- ・同地の王塚が長慶天皇の御陵であろうというもので、昭和十年十一月の上申には、同年九月七日暴風雨の節船井郡摩気村の山林から「應安四辛亥年三月三日北朝熙成親王十二體像贈之建徳三年亥年三月三日覺理寛成」と銘のある観音木像や同じく天皇の彫銘がある阿彌陀如來

木像、辨財天木像木版類等が出たという。

兵庫県武庫郡大庄村濱田菜切山（前稿表 1—105）

「第十一回小委員会議事録」から発言の要約を簡条書にする。

辻委員

・ 中島正夫の上申で、道傍の松林の中の小高い所が御陵ではないか、というものである。上申には「川辺郡濱田村字西新田」とあるが、西新田は隣村の武庫郡大庄村に属する。

・ 上申の地点は、考古学雑誌所載の武庫郡大庄村内菜切村の武内宿禰の墓という古墳に相当すると思われる。

兵庫県佐用郡中安村字安川（前稿表 1—107）

「第十一回小委員会議事録」から発言の要約を簡条書にする。

辻委員

・ 陸軍航空兵中佐衣笠公寛の上申で、郷里所在の古墳に付参考のため上申する、というものである。

長野県更級郡更級村大字羽尾郷嶺山（本稿表 2—b—5）

「第十一回小委員会議事録」から発言の要約を簡条書にする。

辻委員

・長野県の姨捨山の近くに長慶天皇の御陵があると中島惣左衛門という人が言ってきたので問い合わせた所、左の様な意味の返事があった。

・郷嶺山附近には古墳が多い。更級郡志には、近くに築地御所があった。附近に堂上山、花族、御政所、中院林、吉野、宮浦、双塚、大門等の地名がある、と記す。郡志は仁科系図を引いて宗良親王の宮居した所とし、また村上系図に拠り文中年間長慶天皇の御座所であった、という。郡志はさらに、宗良親王の李花集の「諸共ニ姑捨山を越えぬとは、都にかたれ更級の月」により宗良親王が住んでいたことを認め、また南朝機密傳上^上二卷に「村上左馬頭前信濃守左近少將義次朝臣ハ南帝ノ叡慮ヲモ窺奉シカ為主従僅五十餘人ニテ本國館ヲ潛ニ發シ…吉野皇居ニ至リ…。法皇御手ツカラ御落髮アラセ給フ…法皇吉野ヲ出デサセラレ美濃路ヨリ信濃ニ入ラレ更科ノ冠リキ山麓ニテ一宮ニ逢ヒ給ヒソレヨリ海津城ニ五年間御幽居、羽尾若宮ニ行宮ヲ作ラセ給ヒ天授ト改元セラレタリ」とあるのによつて長慶天皇の御座所の傳説としている。

・要するに古墳があることと、宗良親王の御歌から出たものである。

ただし同議事録の「長野県更級郡更級村大字羽尾郷嶺山」の項は、前稿表1「傳説箇所分類表昭和十年六月」には掲載されていない。この点について考えるためには、右の箇条書の一項目の、「中島惣左衛門という人が言ってきたので問い合わせた所、左の様な意味の返事があった」⁽⁵²⁾

という、宮内省なり臨時陵墓調査委員会が「郷嶺山」に接した経緯が一般の「上申」とは異なることに注意が払われるべきであろう。

第十一回小委員会では、第八回小委員会に引き続いて「傳説箇所」の「審議」がなされた。今回は順に、山梨県・和歌山県・三重県・大阪府・愛知県・奈良県・京都府・兵庫県・長野県の「傳説箇所」である。

それらの「傳説箇所」は、「偽物」「偽作」「気狂ヒ」等として退けられた。しかし、再度の「調査」が望まれた場合もある。「奈良県吉野郡十津川村大字上野地」(前稿表1-103、本稿表2-d-38)である。その理由は必ずしも明らかではないが、それでもやはり次の段階に進むための一歩であったと思われる。

またこの中でも「大阪府南河内郡川上村観心寺」(前稿表1-99)は特別である。深い由緒や注目すべき古文書もさることながら、観心寺の境内あるいは附近には二箇所の陵墓参考地(檜尾塚陵墓参考地、コウボ坂陵墓参考地)が存し、しかもその指定は臨時陵墓調査委員会にとってみればつい近年のことである。つまり、檜尾塚陵墓参考地・コウボ坂陵墓参考地の指定は、順に、昭和六年十一月六日・昭和六年十一月七日⁽⁵³⁾で、この第十一回小委員会が開催された昭和十一年二月から僅か五年前のことである。この両者は一組として扱われたのであろうこ

とは想像に難くない。

この二箇所の陵墓参考地に想定される被葬者についてみると、和田幹事は檜尾塚陵墓参考地に想定される被葬者は「言明」されることはなかったと述べ、さらに黒板委員と和田幹事の間でその被葬者の見通しについて話題となっている。しかし、一般に陵墓参考地には「該当御方」として被葬者を充てる場合が多く、後の史料になるが、昭和二十四年十月『陵墓参考地一覽』によれば、檜尾塚陵墓参考地・コウボ坂陵墓参考地の「該当御方」は共に「後醍醐天皇女御尊称皇太后藤原廉子」である。

このように観心寺については、黒板委員が直接問題にはならないと述べたものの、陵墓参考地についても含めてさまざまな面で関心が向けられている。

九 第十三回小委員会（昭和十一年三月十三日）

第十三回小委員会は、昭和昭和十一年三月十三日金曜日午後一時三十分から同五時まで図書寮高等官食堂で開催され、大谷正男委員長、渡部信諸陵頭、浅田恵二・芝葛盛・辻善之助・黒板勝美・萩野伸三郎委員、伊藤武雄・和田軍一幹事、山崎鐵丸・小川三郎書記が出席した。

『臨時陵墓調査委員会録第十一冊議事録之六小委員会第一一二八(2)自昭和十年至昭和十一年』⁽⁵⁴⁾は、第十三回小委員会について「第十三回小委員会議事録」と「要領速記」（以下、「第十三回

小委員会速記録」という)がその内容を載せる。それぞれの標題を一見すれば明らかのように、「第十三回小委員会議事録」は会議の概要を載せ、「第十三回小委員会速記録」は会議での個々の発言をそのまま載せる体裁を取るものである。以下これから引用・要約しつつみることにしたい。

「第十三回小委員会議事録」によれば、当日の「議題」は次の通りである。引用する。

- 一、長慶天皇陵ニ関スル上申書ノ審査(第五回)
- 一、上申書審査結果一覽ノ作成

まず、「一、長慶天皇陵ニ関スル上申書ノ審査(第五回)」からみる。

なおこれまでの総会・小委員会では、第十一回小委員会を除いて上申等の報告の順序は概ね北から南への順であったが、この第十三回小委員会では第十一回小委員会と同様担当者別となっており、辻委員、芝委員、黑板委員、荻野委員、芝委員の順で報告されている。ここではその順によることとする。

鳥取県岩美郡面影村櫻谷(前稿表1—109、本稿表2—d—39)

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

(辻委員)

玉川宮因幡下向ノコトヨリ生ジタル傳説ナラン

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。

辻委員

・要旨は、櫻谷の長慶天皇の御陵の附近に長慶院という寺の跡がある。陵上に宝篋印塔があり梵字が彫つてある。かつて宮内省の増田于信は調査の際にこれはただの古墳ではないと断言した。古墳の附近に嵯峨畑・大覚寺・御所裡等の地名が残り、米里村森福寺に画像・位牌等遺物がある。傳説によれば、長慶天皇は京都を出て丹波・但馬・因幡を通り面影山に来て崩御した。その後藤原長親の女長谷姫が下向し天皇の為に長慶院を建てた。永享九年(一四三七)に皇子玉川宮の姫君東の方が故あつて因幡に流罪となり、嘉吉元年(一四四二)玉川宮も東の方の後を慕い当地に来て共にここに薨じた、というものである。

・玉川宮の因幡下向の事は建内記嘉吉三年(一四四三)五月九日條に「玉川宮遷因州」⁵⁵⁾と、東の方の事は看聞御記永享三年(一四三一)十二月五日條に「抑南方姫^{十七歳}玉川殿娘^歟今日室町殿へ御參可有御伺候云」⁵⁶⁾、^(永享)同九年(一四三七)十一月六日條に「聞室町殿祇候女中東御方玉川殿御

女中小辨不調事露頭兩人可被流罪云々⁵⁷とあり、これから出た傳説であろう。傳説について正確なことは解らない。

岡山県上道郡西大寺町利性院内（前稿表1—111）

「第十三回小委員会から引用する。

（芝委員）

根據薄弱ニシテ考慮ノ餘地ナシ

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

芝委員

・昭和二年の利性院住職山名慶傳の上申による。要旨は、利性（院）は長慶天皇の建立で、歴代住職の墓地に天皇の御陵がある。五輪塔である。同寺の木の額面に「長慶天皇御山陵」と彫刻され国宝である、というものであるが、大正六年の国宝目録に木の額はなし。

・薄弱の證據で立證は困難である。考える余地はない。

広島県加茂郡東高屋村字白市（前稿表1—113）

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

(芝委員)

何等ノ根據ナシ

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

芝委員

・昭和三年五月の松岡清吉の上申による。宮内塔という石塔があり四圍の状況からこれが天皇の御陵と信じる、というもので何等の根拠もない。

香川県小豆郡小豆島 (前稿表1—115)

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

(芝委員)

御陵ト關係ナシ

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

芝委員

・昭和八年十一月の山内誠之の上申による。この地に御陵が存すると「確聞」したというのみで何等の徴證も挙げない。強いて考えれば小豆島は南朝と関係あるが、天皇の御陵とは関係ない。

愛媛県周桑郡吉岡村大字上市（前稿表1—117、本稿表2—d—39）

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

（黒板委員）

古墳群ノ存在ニヨリ生ジタ傳説ニスギズ

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

黒板委員

- ・古墳は奈良朝以前のもので、博物館にその出土品もある。
- ・上申には芳闕風史・海漂秘録等（澤脱）を挙げ天皇が阿波・伊豫へ行ったというが、御陵については文献を挙げない。安徳天皇・天智天皇と称する古墳、其他古墳群により生じた傳説で、長慶天皇陵と考える余地はない。

愛媛県温泉郡久米村大字鷹ノ子天王山素鷲社境内（本稿表2—c—29）

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

（黒板委員）

上申ノ根據ナシ

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。

黒板委員

・天王山を御陵といい、南朝皇統九代記・海南漂萍秘録・芳闕嵐史・芳山霞曙等を引くが、天王山が御陵だという記載はない。

・元中三年（一三八六）に香華院に香花の資を寄進したという古文書があるが、後世のもので問題にならない。

愛媛県温泉郡南吉井村大字牛^淵渚字古屋敷（本稿表2―c―27）

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

（黒板委員）

問題トナラズ

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。

黒板委員

・五輪塔が（長慶天皇の）御陵というもの。天皇が四国の徳威原で崩じ臨終の歌もあるというが、後世のもので一種の傳説で問題にならない。

愛媛県越智郡龍岡村檜原神社（前稿表1—119）

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

（黒板委員）

経塚ト認メラル

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。

黒板委員

・材料は大阪毎日新聞の報告だけで、この神社に御陵らしいものを発見した記事がある。⁽⁵⁸⁾「史蹟名勝天然紀念物」の調査報告では一種の経塚として御陵とはしない。この考えがよいと思う。

愛媛県温泉郡久米村（前稿表1—121⁽⁵⁹⁾）

同県同郡拜志村下林千光寺（前稿表1―123）

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

（黒板委員）

陵ノ徴證ヲ認メザル旨回答済ナリ

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

黒板委員

・何も材料が来ていない。指令だけがある。陵の徴證を認めずといつている。⁽⁶⁰⁾

愛媛県北宇和郡清満村山財報恩寺（前稿表1―125）

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

（黒板委員）

位牌アリト上申スルニ過ギズ

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

黑板委員

・報恩寺に位牌があるというだけで御陵があるとはいわない。位牌も何時のものか解らない。

徳島県板野郡板西町字青塚金泉寺内（前稿表1―127）

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

（荻野委員）

上申ハ採用ノ價値ナシ

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

荻野委員

・明治十九年以来問題となっている。当時出雲大社出張所の吉岡高城がこの辺りをやたらに発掘して捜し廻った。そして、金泉寺に龜山法皇の陵があるという傳説があるが、龜山天皇の御陵は確定しているから長慶天皇の御陵に違いないとし、遂に御陵所から発掘した石に「南朝長慶帝寛成尊太上天皇御陵法皇久々御不豫にて御坐しけるが次第に重らせ給ひて應永五年三月十九日崩御御齡五十三才」とあると言い出したが、徳島県・宮内省からこの彫刻の文字の真正を否認されている。

・大正十五年から安藝龍平が後を継ぎ、やたらに石を掘り出し、眼では解らないが写真に撮って見ると解ると言うが、山崎君⁽⁶¹⁾のいう通り「夢幻材料」という類である。

・滑稽なのは莊嚴院過去帖というものに長慶天皇が記されていることで、後から書き入れたに違いない。

・採用の価値がない。こちらからも御陵と認められないと度々県へ通知している。

福岡県嘉穂郡碓井村大字臼井字鬼塚（前稿表1—131）

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

（芝委員）

上申及ソノ根據トセル資料ハ信ヲ措クニ足ラズ

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。

芝委員

・明治二十七年から上申している。同二十八年には磯田正敬が潜龍遺事^(補註2)を著し上申した。同書はこの地方の井口氏所蔵系図・河津家所蔵継承家譜・江口氏所蔵長慶天皇御宸翰・星野氏所蔵文書等を根本資料とする。同書によると、長慶天皇は文中二年（一三七三）八月二日讓位

後玉川宮に入り元中二年（一三八五）九月十日願文を伊勢皇太神宮・熊野・高野・住吉等に納め御禱があった。同年十月八日玉川宮を出て九州に下り碓井の館に御したが應永七年（一四〇〇）三月十七日碓井の仮宮に崩御し、窃かに碓井の山中に火葬し天智天皇を追祭すると世を詐り山陵を築造した。城山の西南隅の土塚を上人塚として土人が崇敬している、というものである。

・しかし根拠とする継承家譜は元和元年（一六一五）以前の河津一族のことを書くが根本資料ではない。宸翰は信用できない。井口系図も後世の作で信用できない。従つて長慶天皇が九州に行つたことも信じられない。大正十五年の同所の発掘の報告によれば、発掘品は太刀其他古い時代のもので、何れの点から見ても（長慶天皇の）陵とは考えられない。

福岡県嘉穂郡千手村千手寺境内（前稿表1—133）

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

（芝委員）

根拠ナシ

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

芝委員

・上申者井口泉所持の過去帳・系図を根拠とし井口家は長慶天皇皇子直祐の子孫と言うが、皇子に直祐という方があったとは我々には信じられない。かつ直祐は隆業の子と書いてあり時代も天文（一五三二～五五）頃である。のみならず系図では（長慶）天皇と井口家の関係は全然不明である。証拠にならない。

北海道渡島国亀田郡銭亀村字観音林（前稿表1―135、本稿2―c―31）

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

（辻委員）

徴證ナシ

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。

辻委員

・御陵と確信するというだけで何も徴證がない。

富山県西礪波郡赤丸村親王塚（本稿表2―b―3）

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

(辻委員)

禪惠ノ関係ヨリイフモノナリ、一度實地調査ノ要アラン

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

辻委員

- ・ 当地の總持寺は河内金剛寺主禪惠を中興としかつ寺藏の千手觀音に禪惠の銘もあり、親王塚も長慶天皇陵または宗良親王墓ではないか、というものである。
- ・ 禪惠は同一人であろうか。

荻野委員

- ・ 国宝の方に見せたら同一人というのか。この附近に南朝関係のものがなにか。

芝委員

- ・ 時代が違うから長慶天皇とは直ぐには関係ない。

黒板委員

- ・ 親王塚というから直に関係はない。

辻委員

・安居寺を調べるなら序に調べるのもよい。

和田幹事

・禪惠の位牌があり昨年春諸陵寮で見た。千手観音仏体の中に陵の場所が書いてあるかも知れないが外からでは見えず、解体を宮内省から県へ命令して欲しいと言っていた。

黒板委員

・禪惠が死んだ日は記してないか。

和田幹事

・それはなかった。

黒板委員

・正平八年（一三五三）では困る。

芝委員

・後から書いたかも知れない。

渡部諸陵頭

・これは実地調査を願うか。

荻野委員

・材料が学術的に近いものがある。南朝の関係もあるから序に調べるのがよい。

青森県中津軽郡相馬村大字湯口棺盛山（本稿表2―b―1）

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

（辻委員）

トリトメナシ

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

辻委員

- ・ 北山未亡人の上申に、夫の靈威で棺盛山が御陵であることを知ったが、实地調査の結果遺蹟もあり真の御陵と確かめられた。棺盛はつまり長慶天皇の名の寛成であると。
- ・ とりとめが無く夢の様な話である。

青森県三戸郡向村大字大向（長谷山御陵）（本稿表1―15）

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

（辻委員）

偽作ノ材料ニヨルモノナリ⁽⁶⁴⁾

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。

辻委員

・材料を見るのが大変だった。材料は偽作で文中に渡辺^(部)、辻、山崎、黒板、和田さん等の名がある。

愛知県中島郡祖父江町大字山崎字王塚地藏堂境内（本稿表2―b―7）

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

（黒板委員）

問題トナラズ

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。

黒板委員

・王塚は王を埋めるので長慶天皇であろう。かつその墓標のフクラシバ（膨柴）の木の樹齡が六百年を超えていることから見て、長慶天皇陵と考えられる、とする。
・ほとんど問題にならない。

愛知県宝飯郡國府町大字國府山（本稿2―b―9）

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

（黒板委員）

單ナル推測ニ過ギズ

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

黒板委員

・「シヤンくポロ」の根本に五輪塔がある。飛田某が奥州から来て崇拜したという。

・単に推測に過ぎない。

愛知県宝飯郡御津町字船山（本稿表2―b―11）⁶⁶

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

（黒板委員）

調査セヨトノ忠告ナリ

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。

黒板委員

・調査せよという忠告である。

愛知県宝飯郡八幡村大字八幡塚字宿小船山（本稿表2―b―13⁶⁷）

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

（黒板委員）

問題トナラズ

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。

黒板委員

・前の上申がいけなければこれであろう、智教院という寺がある、というだけで問題にならない。
い。

大阪府南河内郡東條村丸山（本稿表2―b―19）

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

(黒板委員)

古老ガ傳フトイフノミ

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

黒板委員

・この地は楠妣庵の北五町の所で三十年前に開墾した蜜柑山頂上の土饅頭の上の小祠を大將軍社と言ひ、古老が長慶天皇御陵と伝える、というだけの報告である。

京都市東山区鳥辺山墓地 (本稿表2—b—17)

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

(黒板委員)

トルニ足ラズ

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

黒板委員

・上申者宇根豊太郎の靈威によるもので要旨⁽⁶⁸⁾にある通りである。

京都府愛宕郡大原村字百井（前稿表1―85）

「第十三回小委員会議事録」から引用する。

（黒板委員）

推測ニ過ギズ

「第十三回小委員会速記録」から発言の要約を簡条書にする。

黒板委員

・ 歴史地理にある記事⁽⁶⁹⁾で、長慶寺の傍らの古墳墓が長慶天皇の御陵か、というただそれだけのものである。

ここまでで個別の「傳説箇所」についての「審議」を終え、以下、本小委員会を通じての発言が続く。「第十三回小委員会速記録」から主要な発言の要約を簡条書にする。

和田幹事

・ 以上で上申地七十八箇所の大部分が済んだ。総会へ報告のため「一覽表ノ案（別紙⁽⁷⁰⁾）」を作った。これでどうか。

黒板委員

・「第一類(四)」の「偽物ニヨレルモノ」^(據)とは何か。

和田幹事

・偽文書によるもの等をいう。

黒板委員

・「第一類」の(一)と(三)または(二)と(四)を併せたものがあると思うが、(五)としてその項を設けたらどうか。

大谷委員長

・「否決セラレシモノ」(「第一類」)というように葬られたようになる。

黒板委員

・「第一類」の(一)(二)(三)は葬られたものだが、(四)は他の性質があるものを「第二類」に入れたらよい。

和田幹事

・参考の為に調査をしたいという欄も要る。

(略)

和田幹事

・再調の要のあるものは。

黒板委員

・和歌山県の小佐田村、慶壽院址、観心寺等、和歌山県のもは龍・相田囑託の調査がすんでからがよい。中間報告には龍君等の材料(註)が来る迄停頓するか。

(略)

大谷委員長

・慶壽院の調べは。

和田幹事

・先日行つて見たが、八代氏のいう慶壽院の墳墓は今日では解らない。それに当るものは阿部清明の墓であるという者もあるが、八代氏がそう言つたとも思えない。その土地の墳墓を六尊坊に移したというのは六十年前で、八代氏の言うのはそれとも別で、同氏の息子に訊いて見たがわからない。六尊坊には五尺何寸かの五輪塔(註)があり、その周りには無方塔(註)や宝篋印塔がある。これは天龍寺の僧の墓で徳川時代のものである。

黒板委員

・慶壽院の位置は。

和田幹事

・ 中田氏の居宅が應永鉤命絵図に出て居る所である。

芝委員

・ 六十年前というのは。

和田幹事

・ 野路井守長の話である。

芝委員

・ 石塔があつたことを記憶して居るといふ。

辻委員

・ 中田家の主婦も墓を移したといっている。

黒板委員

・ 墓石だけ移したのではないか。

辻委員

・ 遺骨をどかしたといつて居た。

浅田委員

・ 税務署で土地台帳に当って調べる。

大谷委員

・八代家にはないか。

辻委員

・無いそうである。

第十三回小委員会では、第十一回小委員会に引き続いて「傳説箇所」の「審議」がなされた。今回は、鳥取県・岡山県・広島県・香川県・愛媛県・徳島県・福岡県・北海道・富山県・青森県・愛知県・大阪府・京都府の「傳説箇所」である。

それらの「傳説箇所」は、「傳説」「根據薄弱」「根據ナシ」「關係ナシ」「價値ナシ」「信ヲ措クニ足ラズ」「徵證ナシ」「トリトメナシ」「偽作」「推測」「トルニ足ラズ」等として退けられた。しかし、実地「調査」が望まれた場合もある。「富山県西礪波郡赤丸村親王塚」（本稿表2―b―3）である。ここが実地「調査」の対象とされたのには、禪惠との關係の可能性が指摘されたことがある。長慶天皇あるいは長慶天皇陵と禪惠がどのような關係があったのか。また、辻委員が指摘するように、総持寺（富山県高岡市）における禪惠と金剛寺における禪惠は果して同一人物なのか、何とも不明としか言いようがないが、その中で禪惠が活動の主な拠点としたのが南朝との縁が極めて深かった天野山金剛寺（大阪府河内長野市）であったこと⁷²は、ここで指摘しておきたい。というのは、総持寺は慶長年間以前は五位庄（富山県高岡市福岡町

赤丸・石塚を含む一帯)に所在したとされているからである。つまり辻委員が指摘した、金剛寺における禪恵と総持寺における禪恵が同一人物であるかどうかについての疑念が払拭されるようなことがあれば、「赤丸親王塚」が長慶天皇陵であることの可能性が決して捨てきれなくなるのである。

さらに言えば、赤塚祐道著「学頭の書写活動から見た金剛寺教学の変遷」⁽⁷³⁾は、これまでになされてきた「金剛寺聖教」の調査の過程について触れる中で、黒板勝美が「大正九年に出版された『大日本古文書』編纂にあたり古文書および印信の調査を行なっている」としつつ、芝葛盛が是沢恭三とともに昭和五年に『金剛寺調査書目並奥書』を報告していることを指摘する。⁽⁷⁴⁾「富山県西礪波郡赤丸村親王塚」(本稿表2-1b-3)が実地「調査」の対象とされたのは、右のような経緯があつたものと考えられる。

おわりに

本稿では、昭和十年七月十八日に開催された第一回小委員会から翌昭和十一年三月十三日に開催された第十三回小委員会までの臨時陵墓調査委員会の総会・小委員会から、専ら「諮問第一號」「一長慶天皇ノ陵ハ如何ニ考證スヘキヤ」の「調査」「審議」についてみた。そこで繰り広げられた「傳説箇所」の「調査」「審議」は、取り敢えずは本稿の範囲で一通り終了したも

のと思われる。それでは、「傳説箇所」の「調査」「審議」の他には、総会・小委員会ではどのような事柄が議論され、またそれらはどのように「調査」「審議」されたのであろうか。ここではこの点について概観しておくことにしたい。

本稿の範囲の「調査」「審議」について振り返ったとき、最も関心がもたれるのは、何といつても「傳説箇所」の評価の基準についてである。具体的には本稿の各項で指摘した通りであるが、これをみると、肯定的な評価が与えられた場合と否定的な評価が与えられた場合とがあることが明瞭である。

このことについて考えるのに重要なのは、例えばその「傳説箇所」が前稿表1「傳説箇所分類表昭和十年六月」に「第○類」に分類されていたとしても、そのことを理由として肯定的な評価なり否定的な評価なりがなされることはなかったということである。それは、この前稿表1「傳説箇所分類表昭和十年六月」が、昭和十年六月二十七日に開催された第一回総会の席上で委員に配布されたものであって、委員にとってみれば、そこに示された「第○類」との分類は決して委員による「調査」「審議」の結果ではなかったのである。委員はそこにある「第○類」との「傳説箇所」の分類を前提として「調査」「審議」をしたのではなく、委員としての立場から「傳説箇所」についての「調査」「審議」をしたのである。つまり前稿表1「傳説箇所分類表昭和十年六月」は、臨時陵墓調査委員会が発足するのにあわせて宮内省当局が作成し

た参考資料ということができるのである。

その委員による「調査」「審議」の結果、各地の「傳説箇所」はある場合には否定的な評価が与えられ、またある場合には肯定的な評価が与えられた。それでは、その否定的なり肯定的なりの評価の基準は何であったのか。それはもちろんそれぞれの個別の条件によるものと言わざるを得ないのであるが、ここで敢えて考えをめぐらせると、当該「傳説箇所」の根拠とされた史資料の信憑性に疑問が持たれた場合に否定的な評価が与えられたという他はない。そして、それはあくまで長慶天皇当時の史実に照らしてのことなのであって、その点について整合的な説明が不可能であれば、委員としての判断は当然否定に傾いたのである。この際、後世におけるさまざまな人びとによる伝承・信仰の類は捨象されたのである。

それでは、肯定的な評価が与えられた場合はどのように考えることができるのか。それは、右にみた否定的な評価が与えられた場合の逆を考える他はないであろう。つまり、長慶天皇当時の史実に照らして充分整合的な説明の可能性のある史資料が根拠とされている場合である。それには実際にはさまざまな条件があつたのであろうことは想像に難くないが、そのような「傳説箇所」にはすでに宮内省なり学界なりの関係者が現地を訪れていた場合もあつたことも本文ですでにみた通りである。その可能性を追究する価値があると判断できた場合に、肯定的な評価が与えられ、かつ、現地「調査」もがなされるべきとされたものと思われる。

以上、本稿の範囲を締め括る試みである。しかしそうしてみると、臨時陵墓調査委員会が次に取り組むべき課題がここに至って極めて明確になる。それは今述べた通り、長慶天皇当時の史実の精査である。即ち、前稿でみた史料2―b「調査ノ方針」の「二、」にはかならない。

最後に、本稿の範囲が、臨時陵墓調査委員会における「諮問第一号」「一長慶天皇ノ陵ハ如何ニ考證スヘキヤ」についての「調査」「審議」が、どのような順序で進められたかについて確認しておくことにしたい。それは、およそ次の順であったとみられる。

- (a) どのような方向性で「調査」「審議」するべきかについての議論。
- (b) 全国からの「傳説箇所」の信憑性についての「調査」「審議」。(本稿の範囲)
- (c) 長慶天皇の「御人格」、また後醍醐天皇・後村上天皇・後亀山天皇、そして「近親」「側近者」までも含めて関連史料を蒐集した上での「調査」「審議」。
- (d) 「擬陵」との考え方の妥当性をめぐって、あるいは「擬陵」との考え方を採用した上での「調査」「審議」。

そして、著者がこれまでに著した何本かの論文が、この(a)～(d)のどれに対応するものであるかを示せば次の通りである。

- (a) 「臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の『調査』『審議』―第一回・第二回総会より―」
 (『日本常民文化紀要』第三十四輯、平成三十一年三月)
- (b) 本稿
- (c) (なし)
- (d) 「長慶天皇陵と『擬陵』―臨時陵墓調査委員会による『調査』『審議』から宮内大臣と総理大臣枢密院議長の『会見』まで―」(『日本常民文化紀要』第三十二輯、平成二十九年三月)⁽⁷⁶⁾
 「長慶天皇陵の治定と『擬陵』―臨時陵墓調査委員会録』の検討から―」(無窮会『東洋文化』復刊第百十四号〔通巻第三四八号〕)⁽⁷⁷⁾

註

- (1) 宮内公文書館所蔵。識別番号六三〇八九。
- (2) ただし「諮問第一號二閣スル第一回小委員会議事要録」は、「議事録」一般と同様、会議の要旨を簡潔にまとめたものである。
- (3) 前稿の九十六ページ(表1「傳説箇所分類表昭和十年六月」の(註1)を参照。
- (4) 実際に相馬陵墓参考地が「解除」されたのは昭和十九年二月五日で、長慶天皇陵嵯峨東陵の治定に伴うものであった(拙著『事典陵墓参考地―もうひとつの天皇陵―』二〇〇五年七月、吉川弘文館、一六九―一七二ページ)。

- (5) 宮内公文書館所蔵。識別番号二六六二六。
- (6) 原史料では、内題としては「第三回總會議事録(案)」(傍点引用者)とあるが、本稿ではこれを正本とみる。
- (7) 前稿六十五ページ、また前稿表2「円山・入道塚陵墓參考地等実地調査予定」はその予定の概要を記したものである。「諮問第一號関係」として、「蓮華峯寺陵」「慶壽院址」が挙げられている。
- (8) 前稿九十六ページ。
- (9) 八代國治著『長慶天皇御即位の研究』(大正九年十月、明治書院)「凡例」二〇三ページ。なお八代國治は、同著の直接の前提となる「長慶天皇の御即位の研究」(『史学雜誌』第二十七編第十一号、大正五年十一月)と発表しているが、この部分はそこには含まれていない。
- (10) 八代國治著『長慶天皇御即位の研究』(大正九年十月、明治書院)「第四章御在位年數」四十九〜五十ページ。註(9)でもみた通り、八代國治は同著の前提となる「長慶天皇の御即位の研究」を大正五年十一月に発表しているが、ここではこの部分は「若し然りとせば、應永元年は南北朝合一後なれば、京都にて崩御あらせられしものならん。今年八月嵯峨臨川寺の東、慶壽院舊址を調査し御陵と覺ほしき墳墓を發見したれども、都合によりて調査研究は發表を見合せたり」(傍点引用者)(一一九九ページ)とあり、事実関係の記述は変らないものの、「都合によりて」との記述の大正五年十一月の段階に較べて、「學術上の確に認め難きを以て」との記述の大正九年十月の段階にあつては、より長慶天皇陵慶壽院説の回避を強調する表現になっていることは、注目に値する。
- (11) 前稿表1「傳説箇所分類表昭和十年六月」に「第一類」「牽強附会ノ説ヲ為スモノ又ハ偽物偽文書ヲ以テ證據トナスモノ」の「京都府蓮華峯寺陵御拝所内岩石」(前稿表1-89)に、「明治三十六年二月野路井守長建議」とある(前稿八十三ページ)が、この「慶壽院址ノ蓮華峯寺陵ノ石」との関係は全く不

明である。

(12) 本稿表2―b「新上申箇所」には「長野縣更級郡更科村大字羽尾郷嶺山」(本稿表2―b―5)がみえる。あるいはこれが相当するのかもしれない。また、そこには「昭和十一年二月中島惣左衛門提出」とあり、ここでみている第三回総会(昭和十年九月十一日)の段階では未だ「提出」されていなかった。

(13) 宮内公文書館所蔵。識別番号六三〇八九。

(14) 第一回総会における「別紙五」を指す。前稿表1「傳説箇所分類表昭和十年六月」の(註1)を参照。

(15) 「南津軽郡」は、前稿表1「傳説箇所分類表昭和十年六月」では「津軽郡」とある。

(16) 栗田寛は「長慶帝御世譜附泉山清右衛門書簡」(『史学雑誌』第九卷第四号、明治三十一年四月)で「長慶帝御世譜」と「泉山清右衛門書簡」入手の経緯を述べている。左に引く。

去年(引用註、明治三十年)ノ冬、古本ヲ賣ル者アリト聞キ、之ヲ購求セシニ、其書凡二三十卷、多クハ我先輩立原翠軒先生ノ手寫本ニ係レリ、先生ハ水戸ノ人、文公(引用註、水戸家六代徳川治保)ニ仕ヘテ眷遇ヲ蒙リ、彰考館總裁タリ、英材藤田幽谷、小宮山楓軒ノ如キ、ミナ其門ニ出ツ、故ニ當時海内ノ士、亦交ヲ求メ、益ヲ請フ者、日ニ填ツトイフ、今件ノ書ヲ閱スルニ、コノ泉山氏所蔵世譜ト、泉山清衛門ヨリ小野永ニ贈ル書簡一通アリシニヨリ、始テ定陵ノ波岡ニ存スルノ由来ヲ得タリ、此二書、モト梅宮神官橋經亮ガ寛政十一年ニ筆記セル本ニヨリテ、先生ノ寫セルナレバ、近頃世ニ言出テタル説ニ非ルヲ證スルニ足レリ、其取舍探擇ノ如キ自ラ人ニ存スルヲ以テ試ニ一本ヲ謄録シテ、江湖ノ參考ニ供フ、モシ人アリ是ニ由テ之ヲ南部家ニ問ヒ、又泉山氏ニ求メ、大ニ搜索シテ、ホ帝ノ御履歴ト山陵ノ所在トヲ詳ニスルヲ得バ、ヒトリ寛ガ幸ノミニハ非ル也、

(17) 星野恒著「長慶帝御世譜に就て」(『史学雑誌』第九篇第六号、明治三十一年六月)。八代國治著『長慶天皇御即位の研究』(大正九年十月、明治書院)は、「參考資料」で「三九長慶天皇御世譜に就て／明治三十一年／星野恒」の項(二九四ページ)を立てこれを載せている。

(18) 八代國治著『長慶天皇御即位の研究』(大正九年十月、明治書院)は、「參考資料」で「二五長慶帝御世譜／人見襟記所収／寛政十一年寫」の項(二四四～九ページ)を立て史料を載せた後で「本系圖は誤妄無稽の談多く、皆後人の捏造にして、史料として採用するに足らざることは、次に収めたる『長慶帝御世譜に就きて』に辨あり。參看すべし」とする。

(19) いずれも「講演者掛端音吉／研究者佐々木營吉」による「長慶天皇御陵に關する研究／長慶天皇は長谷(三言郡)／有末光塚は御陵なり」との見出しで、『東奥日報』昭和二年十二月十四日付・十五日付・十六日付・十七日付・十八日付・十九日付の各朝刊第三面に掲載されている。

(20) 前稿表1-17では、「普賢堂山」ではなく「泉山御陵」とある。

(21) 八代國治著『長慶天皇御即位の研究』(大正九年十月、明治書院)は、「第四章御在位年數」で「御讓位」の項(四十四～六ページ)を設け、長慶天皇が後龜山天皇に讓位したのが弘和三年(一三八三)と「推論」されることを述べている。

(22) 八代國治著『長慶天皇御即位の研究』(大正九年十月、明治書院)は、「第四章御在位年數」で「崩御」の項(四十八～五十ページ)を設け、長慶天皇の崩御について『大乘院日記目録』に「明德(應永元)五年二月廿三日、大覺寺殿尊號太上天皇、八月一日大覺寺法皇崩五十一號長慶院」とあること等によつて、「或は大乗院日記目録の云ふがごとく、應永元年に崩御あらせられしものか」(四十九ページ)としている。これについての八代の議論の過程についてここで詳しく論じることがはしないが、右のように八代は慎重に『大乘院日記目録』の記述による長慶天皇の崩御年月日の確定を避けているにもかかわらず、芝委員

が、八代が應永元年八月一日崩御説を唱えていることを前提に論を進めていることには注意を要する。
 (23) 号は其山。

(24) 赤塚白水には、千葉紫雲・小田島孤舟と共編で『桂清水観音記』（天臺寺保存会、大正四年九月）（国立国会図書館デジタルコレクション）がある。

(25) もつとも、すでにみた通り第一回小委員会でも取り上げられた「青森県弘前市和徳町稲荷神社境内」（前稿表1-9）は第三回小委員会では取り上げられていない。

(26) 宮内公文書館所蔵。識別番号二六六二六。

(27) 原史料では、内題には「第四回総会議事録（案）」（傍点引用者）とあるが、他に正本も確認できず、本稿ではこれに拠る。

(28) ここに「囑託」として龍肅と相田二郎が挙げられているのは、前稿でみた臨時陵墓調査委員会第二回総会（昭和十年七月十二日）における黒板委員の発言、つまり、長慶天皇の事蹟を調べるのなら、史料編纂所あたりで一人二人やって貰うのが都合が良い旨の発言（「第二回総会記録」の黒板委員の発言の要旨をさらにまとめたもの（前稿六十一ページ）が端緒となったものと思われる。これについては「第二回総会議事録」には「（黒板委員、濱田委員）関係資料ノ調査検討ノ為小委員会二別ニ特別委員又ハ囑託ヲ置クヘシ」と記されている（前稿六十四ページ）。

(29) 宮内公文書館所蔵。識別番号六三〇八九。

(30) 宮内公文書館所蔵。識別番号六三〇八九。

(31) 『歴史公論』第三卷第三号（昭和九年三月）所載小林白雨著「福島縣石川郡小高の五輪寶が長慶天皇御陵かの辨」（一〇六〜七ページ）。

(32) 『東京日日新聞』昭和九年七月十七日付三面「地方點描」に「長慶天皇の御陵か」として、「弘前市ひろ

外相馬村字紙漣澤の高所にある長慶天皇御陵墓參考地」についての「弘前發」の記事に続けて、次の通りの記事を載せる。

また福島縣石川郡泉村大字小高の俗に御輪墓様と呼ばれてゐる古墳は地元の史蹟研究家と同縣學務部關係者によつて調査が行はわれた結果、長慶天皇の御陵墓であるとの説が有力となつたのでかねて宮内文部兩省に權威者の派遣を申請中のところ今月下旬か來月上旬には係員を調査のため出張せしめることに決した旨泉村當局に内報があつた（福島發）

(33) 天徳二年は西暦九五八年に当り誤りと思われ。享保九年（一七二四）が三百五十回忌というのであれば、同年から三百四十九年前は天授元年（一三七五）（北朝永和元年）に当る。

(34) ただし、荻野委員による次の指摘があつた。「第七回小委員会速記録」から発言の要約を箇条書にする。

荻野委員

・傳説箇所書（前稿表1「傳説箇所分類表 昭和十年六月」）の要旨には、外に墓石があると書いてある。

芝委員

・この資料には見当らない。

(35) 宮内公文書館所蔵。識別番号六三〇九六。

(36) 前稿表1「傳説箇所分類表 昭和十年六月」によれば、「昭和三年八月」（前稿九十一ページ）。

(37) この条の原史料の一部に重複箇所がみられる。ここにその要約を記すにあたっては適宜調整した。

(38) 竹山稔については、保阪正康著『天皇が十九人いた―さまざまなる戦後―』（平成十三年十月、角川文庫。初出は『さまざまなる戦後』一九九五年二月、文藝春秋）が載せる。それによると、竹山は浜松

市天王町在住で、自ら大覚寺統天皇家の末裔と称し、昭和十年代には宮内大臣一木喜徳郎に「われこそ天皇である」との手紙を出し、内大臣あてにも何度も手紙を出したという（保阪著『天皇が十九人いた』三十一ページ）。

(39) 倉元要一のことかと思われるが、以下の「質問」については不詳。

(40) 岩谷民藏（白嶺）著『吉野朝と高野山並芳山千株乃遺薫長慶院御陵立證』（昭和三年七月、非売品）。書名にもあらわれているように、同書には「長慶院御陵立證」の章がたてられており、長慶天皇陵が「和歌山県伊都郡河根村大字丹生字中井平一千七十七番山陵」、つまり「和歌山県伊都郡河根村丹生川参考地」（前稿表1—73、本稿表2—d—38）であることを、十五項を立てて「立證」している。その末尾で岩谷民藏は、「本文ノ意味ヲ以テ昭和三年一月廿三日宮内大臣一木喜徳郎閣下ニ上申スル所アリタリ」とする。

(41) 岩谷民藏著『吉野朝と高野山並芳山千株乃遺薫長慶院御陵立證』の「長慶院御陵立證」の十五項の「其九長慶天皇御陵及び長慶門院権子内親王御墳埜並ニ御物理藏塚。實ニ左圖ノ如シ」は、長慶天皇陵と権子内親王の墳埜と御物理藏塚の略図を載せ、その内権子内親王の墳埜について、「天授五年七月廿三日薨去権子内親王御墳埜」とする。

(42) この箇所は必ずしも文意が明確でない。原文は「神社局ノ書類ニモ湯川ノ意見書ノ出サレタモノガアル」。

(43) 前稿表1「傳説箇所分類表昭和十年六月」の「和歌山縣伊都郡河根村大字丹生川参考地」（前稿表1—73）の項による限り、上申者に「湯本」の名はみえない。

(44) 前稿表1「傳説箇所分類表昭和十年六月」の「和歌山縣伊都郡河根村大字丹生川参考地」（前稿表1—73）の項では、「松葉孝次郎」（傍点引用者）。

- (45) 宮内公文書館所蔵。識別番号六三〇九〇。
- (46) 前稿表1―49では「明日見村」は欠けている。
- (47) 三輪義熙著『長慶天皇紀略』（大正十三年十二月、博進館）。
- (48) 前稿表1―77では、「安諦村杉ノ原天子山」は欠けている。
- (49) 本稿表2―b―15では「多氣村大字下多氣」が「多氣城内鎮伏裏院」となっている。
- (50) 前稿表1―97では「磐船村獅子窟寺」が「私市獅子窟寺」となっている。
- (51) 本稿表2―d―38では「船井郡東本梅村字大内」が「船井郡東本村大字大内」となっている。
- (52) この部分の原文は、「中島惣左衛門トイフ人ガ言ツテ來タノデ、問合セタ所左ノ様ナ意味ノ返事ガアツタ」である。
- (53) 拙著『事典陵墓参考地―もうひとつの天皇陵―』（二〇〇五年七月、吉川弘文館）。
- (54) 宮内公文書館所蔵。識別番号六三〇九〇。
- (55) 東京大学史料編纂所編纂『大日本古記録建内記六』（昭和四十九年二月、岩波書店）十ページ参照。
- (56) 塙保己一編纂・補太田藤四郎『統群書類従・補遺二看聞御記（上）』（昭和五年十月、統群書類従完成会、昭和三十三年十二月訂正三版）四九六ページでは、「抑南方姫宮十七歳玉今日室町殿へ御参可有御祇候云々」とある。
- (57) 塙保己一編纂・補太田藤四郎『統群書類従・補遺二看聞御記（下）』（昭和五年十月、統群書類従完成会、昭和三十四年一月訂正三版）六二一―ページでは、「聞室町殿祇候女中東御方玉川殿小弁不調事露頭兩人可被流罪云々」とある。
- (58) ここでは、上申に関連する「調査」の資料のことと思われる。
- (59) 本稿表2―c―27「愛媛縣温泉郡南壺井村大字牛渕字古屋敷」は、「傳説箇所一ノ一二二頁」として

前稿表1—121「愛媛縣温泉郡久米村」との関連が示されているが、不詳。

(60) 註(58)に同じ。

(61) 山崎鐵丸書記のことと思われる。

(62) 辻委員は、総持寺(富山県高岡市)の中興とされる禪恵が、金剛寺(大阪府河内長野市)の学頭であつた禪恵と同一人物とすることに疑念を示したものと思われる。原文は「禪恵ハ同一人デアラウカ」。

(63) 国宝保存会を指すと思われる。

(64) 註(58)に同じ。

(65) 註(58)に同じ。

(66) 本稿表2—b—11では「船山」を「松山」としている。

(67) 本稿表2—b—13では「字宿小船山」を「字上宿小松山」としている。

(68) 史料2—b「新上申箇所書」の「京都市東山區鳥辺山墓地」条。

(69) 『歴史地理』(昭和七年九月、第六十卷第三号)は「各地彙報」で、次の記事を載せる。

山城大原村三千院から奥二里に長慶天皇の御陵の噂立つ 御所在が未だ判然せず、宮内省を始、専門の學者が苦心を重ねて探し奉つてゐる長慶天皇の御陵とも推察される古墳墓様の跡が、洛北大原村三千院から奥二里許の字百井にあるからと同地山林の持主奥田忠七氏から下鴨署へ届出があつたので、府當局は兩三日中に實地踏査を行ふ事になつた。古墳の遺跡は中央に長さ六尺餘の石棺風の石が露出し、附近の長慶寺から幅四尺餘の參道跡を通じてゐるが、長慶寺の畔にある點より或は長慶天皇の御陵ではないかと噂が立ち、俗人の立入を禁じて調査を待つてゐるといふ。(大□毎日七月廿日)

(70) 本稿表1「諮問第一号小委員会上申書類審査結果一覽」および本稿表2—a「長慶天皇御陵傳説箇所

数」。

(71) 註(58)に同じ。

(72) 赤塚祐道著「金剛寺聖教―上乘坊禅恵の書写活動―」(研究代表者落合俊典『金剛寺一切経の総合的研究と金剛寺聖教の基礎的研究』科研費(A) 15202002、二〇〇七年)。

(73) 研究代表者後藤昭雄『真言宗密教寺院に伝わる典籍の学際的調査・研究―金剛寺を中心に―』科研費(B) 19320037、二〇〇九年)所収。

(74) 赤塚祐道著「学頭の書写活動から見た金剛寺教学の変遷」八十一ページ。同論文はさらにこれに続けて、「現存する金剛寺聖教の木函には当時の黒板氏のメモが貼り付けられている」(八十一ページ)とする。

(75) 赤塚祐道著「学頭の書写活動から見た金剛寺教学の変遷」は、このほかに、魚住惣五郎・岸本準二・木村武夫・時野谷勝・永島福太郎による調査について述べている(八十一ページ)。

(76) ただし、臨時陵墓調査委員会委員長から宮内大臣への「答申」の提出、宮内省幹部による検討、そして宮内大臣と総理大臣・枢密院議長との会見までも考察の範囲に含める。

(77) ただし、臨時陵墓調査委員会委員長から宮内大臣への「答申」の提出、宮内省幹部による検討、宮内大臣と総理大臣・枢密院議長との会見、そして嵯峨東陵の治定・告示までも考察の範囲に含める。

補註

(補註1) 安濃恒生については、北條要著『安濃恒生翁略傳』(昭和九年十二月、山本郡郷土史研究会)が詳しい。同書によれば、安濃は天保四年(一八三三)三月二十三日に能代町に生れ、戊辰戦争では澤奥羽鎮撫副総督のもとで従軍。明治六年五月と十一年四月に長慶天皇陵について建白・上申する。明治

三十二年六月四日逝去（享年六十七）。

また、同書「第五章翁の長慶天皇御陵の研究」は、安濃による明治六年六月の教部省宛の「(建白)」(十三〜五ページ)と同じく明治十一年四月の「御陵墓之儀ニ付建言(草稿)」(二十三〜六ページ)、そしてさらに、直接安濃恒生の関係したものではないが、その刺戟によるものとして、明治二十二年二月二十七日の「中津輕郡弘前町教應寺衆徒中山慧雲・南津輕郡浪岡村玄徳寺衆徒寺山榮教」による「青森縣知事鍋島幹」宛の「上申書御進達願」(二六〜九ページ)、明治二十二年五月五日の「中津輕郡弘前教應寺住職中山慧雲有志者九名連署の「山陵五輪塔發見ニ付上申」(三十〜三十一ページ)、明治二十二年五月の「山陵古塔五輪石發見ニ付上申」(三十一〜三三ページ)、明治二十二年五月の宮内省に上申された「事蹟調」(三三〜六ページ)、明治二十二年二月二十七日の「中津輕郡弘前百五十六番戸新寺町眞宗教應寺衆徒中山恵雲」(南津輕郡浪岡村百二十一番戸眞宗玄徳寺衆徒寺山榮教)による「青森縣知事鍋島幹」宛の「(上申)」、明治二十二年九月の青森縣南津輕郡浪岡村玄徳寺住職寺山榮教「同中津輕郡弘前市教應寺住職中山慧雲」(同南津輕郡浪岡村前田甚二郎)「同藤崎村豊崎貞武」(同同北中野村阿蘇玄庵)による「御陵墓御検査願」とそれに対する明治二十二年十一月十一日の「南津輕郡役所」による「浪岡村長阿部文助」宛の「(諸陵頭)よりの「即今検査等ノ運ニ至ラサル旨申越」の「通知」とそれへの明治二十二年十一月十二日の「村長阿部文助」による「寺山榮教」宛の奥書(三十七〜八ページ)、明治二十三年三月の「青森縣南津輕郡藤崎村豊崎武貞」(同縣中津輕郡弘前市大字新寺町教應寺住職中山慧雲)による「足立正聲」宛の「(御検査ヲ奉願度比度上申仕候)」(三十九〜四十ページ)、明治二十二年十月十七日の中山恵雲「寺山榮教」「柏法嚴」「前田勘三郎」「阿蘇玄庵」による「宮内省」宛の「御陵墓五輪塔半月形發見ニ付上申」(四十〜四十一ページ)、明治三十一年五月四日の「青森縣南津輕郡浪岡村」有志輩發願人中山慧雲「寺山榮教」「阿蘇玄庵」「前田音一郎」「阿部政太郎」「阿部豊

藏」による「宮内大臣土方元久（塗消）」宛の「今般南津輕郡浪岡村附近古跡中長慶帝山陵ニ關スル事蹟今日迄發見ノ分取調上申」（四十一～二ページ）、明治三十一年十月八日の「青森縣弘前市新寺町百二十六番戸眞宗教應寺住職中山慧雲」による「宮内大臣田中光顯」宛の「長慶帝御陵墓並皇后陛下古書發顯ニ付御檢査ノ儀具申」（四十二～四ページ）を載せる。

さらに、「第九章長慶天皇の新研究」は、江戸時代以来の長慶天皇をめぐるさまざまな議論を整理するとともに、本稿でも取り上げた八代國治による研究を分かりやすくまとめている（七十三～八十一ページ）。

（補注2）この間の経緯は、磯田正敬編纂『潜龍遺事宸翰式葉添附完』（明治三十年二月、非売品）に詳しい。長文にわたるが、「傳説箇所」の上申前後の詳細を記す稀有の例であり、磯田正敬「潜龍遺事題言」の一丁から七丁までから関連する記述の要旨を箇条書にする。

・ 明治二十七年には正敬は官員として福岡県にあつたが、五月七日に筑前国遠賀郡島門村井口彦市等は、福岡県知事岩崎小二郎に長慶天皇御事績調査を請い、上申書を提出した。

・ これより先、宮内省諸陵助藤田健は命により福岡県に来ていた。この日県庁に出て知事に別れの挨拶をしたが、たまたま井口彦市等の上申書に接した。

・ 藤田健はこれを一覽して、「事は苟も皇統に關する大事である。知事は、詳しく調べた後で宮内大臣に具申してほしい。但し、その書の副本一部を納めて参考に供したい」と言つて別れた。

・ 五月十九日に正敬は福岡県知事の命により、長慶天皇御事績調査のため遠賀郡島門村役場に至つた。

・ 村長村田登七郎代理書記柴田信重一同は大字鬼津の井口彦市の家に着き、取り調べに着手した。

・ すると、出願人の井口彦市はもと河津家の支族で、家に伝わる文書・遺物は、宗像郡神港村大字江口居住の宗家江口三郎太家に伝えるという。

・そこで五月二十日に江口三郎太家所蔵の書類等を調査したが、左の通りであった。

一 繼承家譜

一 卷

・河津家繼承の家譜で、大職冠鎌足から始まり元和元年に終わる。初めに家に伝わる家譜があった。元和元年に支族の貞廣が拔萃して繼承家譜という。数年後本書は火災により焼失した。そこでこの書を宗家に返して家に伝えたという。

・安永二年十二月二十九日に同家は再び火災となった。下婢某はこの書を井水に投じた。その身体は火傷を負い生家に帰った。そのため家人はその事を知らず、皆は家に伝わる重宝は総て焼けてなくなったと思っていた。

・数日後、下婢はある人に投水のことを告げさせた。家人は大いに喜び井戸の底をすくってこれを得た。紙質が堅剛であったので幸いなくなったりはしなかった。傷み具合が激しく所々に読めないところがあったものの、その要旨は概ね欠ける所はなかった。累代の家宝は火水の災禍を経てなお残って今に至ったのは僥倖である。

・河津一族は挙げて長慶帝を衰えていた頃に擁護し専心一意に孤忠を尽くしていたが、このことを記して漏れがない。実に得難い珍書である。

一 河津系圖

壹卷

・河津家累代の系図で、鎌足公から河津縫殿之丞祐澄に至る。祐澄は光業（長慶帝の皇子光成が後に河津伯耆守光業と改めた）八世の孫で、宗像郡野坂の庄に居り、後に江口村に移り（祐澄の宅址は縫殿屋敷と称し今なおその名がある）、寛永十二年九月十八日に亡くなった（墓碑は今なお存す）。祐澄の後八世が今日の江口三郎太氏弘である。

・井口彦市の祖は、光業から五世隆業の五男兵庫直祐で、遠賀郡井口に移った。よってこれを氏とし

た。直祐から数世で井口彦市となる。

・継承家譜の結文に、「元和元年十月宗家縫殿之丞祐澄ヲ始メ祐貞廣春庭等議シテ貞廣寫取ル所ノ家譜及宗家傳來ノ書相續一門ノ記臆スルヲ以テ武役補任ヲ宗トシテ相續系圖一同二七軸ヲ剖削シテ家什トス其版焼キテ一門ノ軌轍トス」とある。

・今では六軸を失つて幸いにこの一軸が残存する。

・安永二年十二月継承家譜と同じく井底に投じられ災いを免れたが、箱の中にあつたままであつたので、継承家譜のような傷みにはならなかつた。

一河津家位牌寫

一冊

・正安二年より文久元年までの河津一家の位牌を謄写したもので、諡号・官位・姓名・生死年月日を詳記する。

・そもそも河津家の祖先以来その邸内に二祠を建立し、累代の位牌や古文書等をここに蔵めて現在に至るといふ。

・明治十九年に仏祭を改めて神祭とした。そこで古來位牌に記された諡号を削除し、官位・姓名・生死年月日を記そうとした。たまたま同郡吉田村鎮國寺僧某がこれを聞き、大いに嘆き惜しんで、その削除に先だち自ら謄写して存置せしめたといふ。その旧物は樟の板片で今存するものは十六枚である。

一妙祐介尼遺書謄本

一冊

・長慶帝の皇女豐子は應永十九年三月四日に落飾し尼となり、妙祐と称した。初め宗像郡の長國寺にいた。後、鞍手郡田口の里金剛寺に住し、文安四年三月自ら書した所といふ。惜しくも今ではその本書はない。

一嵯峨天皇宸筆寫經

壹葉

・紺紙金泥で始めは顯孝寺（筑前国粕屋郡津屋村にある。永仁元年河津伊豆守貞重の建立で旧蹟は存する）の什物であったが、後、玄蘇和尚（河津隆業の三男）が収めて再び河津家に伝えるという。

一長慶天皇宸筆

・繼承家譜に光成王御書とある。拝観すると、これは長慶帝の宸筆であるのは疑いない。何故なら、かの高野山金剛峯寺に伝える親書御願文の謄本（史徴墨寶に収めるもの）に対照するとその筆跡は少しも異ならない。

一長慶帝御坐右箴

・繼承家譜に載せる。そうかもしれないが、宸筆とは認められない。

一大内義興より河津弘業に與える文書

・明應六年六月二十一日とある。（法泉寺殿御下文の處相違の間云々）とある。

・法泉寺殿は即ち義興の父政広の諡号である。

・以上八種の外に所伝のものはないという。

・五月二十一日に嘉麻郡碓井村に赴き村長松隈和四郎・助役白井古の兩人を案内人とし、河津家の遺跡と長慶帝陵を搜索した。

・たまたま同村大字白井に城山と称する所があり、その麓に字鬼塚という所があった。その部落内に大土塚があり、土人はこれを御塚と称して崇敬する。但しその理由を知る者はないという。

・その地形を熟視すると、後ろは鬱葱とした城山（山の名）の險に拠つて左右前三面は水田に臨み、樹木は叢を為しこれを囲み、繞らずに溝渠を以てする。一目で往昔の城址であることが認められる。

- ・その地籍を測算すれば、平地は凡そ一町二反八畝二十七歩で、西南の隅に土塚がある。松・椎及び二三の雑木が繁つて覆っている。周囲は凡そ二十間高さ二間半、陵上の平面は三間餘、中央に数個の巨石（方三尺長六尺）を置く。
- ・これは繼承家譜がいう、光祐等が御遺詔を重んじて火葬し、玉骨を碓井郷の内の寂寞とした深山に葬り奉り、陵を円丘高く築きとあるのに符合する。
- ・ただし山陵の場所は現今では深山中とは言えないものの、當時を回想すれば城山の山腹であり、茂林の中に潜に奉葬したのであらう。
- ・繼承家譜に、世上を憚つて天智天皇を追祭する云々とあることによつても、推しはかることができ
- る。
- ・同日、同郡千手村大字千手に赴き、村長大屋嘉平代理田中七十郎を案内者として千手寺に着き、住職藤井旭峰に会い、由緒と古仏像・位牌・古書類等の有無を問うたところ、往昔巨刹であったと口碑に伝えるものの衰廢しており、古代の仏像・位牌・文書は一つも伝わらない。由緒もまた知る術もない。ただし境内に天智天皇陵があり御石塔があるという。そこでこれを拝観すれば、寺後の山中の坂の五輪塔は、四面に梵字を刻する。字形は鮮明でもちろん天智帝の時代のものではない。繼承家譜に、應永十一年八月眞阿上人の downward 幸い一寺を建立し石塔婆を立つ云々とあり、また、女御常念禪尼永享六年甲寅三月二十一日遷化千手院殿智妙光大禪尼とある。これを参照すると、先に、世上を憚つて天智天皇を追祭云々とあるのとほとんど符合する。
- ・その後、史乘・口碑の調査・搜索を怠らず、考証がほぼ備わつた。
- ・明治二十八年一月十五日に筆を起し、二月十三日に脱稿した。
- ・宮内省・内務省に書類を携えて上京するように命を受け、三月十五日に出発し八日に東京に着い

た。

・内務省では社寺局長阿部浩に会った。宮内省では諸陵寮で諸陵頭足立正聲・諸陵助藤田健に会い、御事蹟調査の様子を詳しく述べ圖書を提出した。また、長慶天皇御宸翰その他関係ある古文書を広げて見てもらい、それが終って退出した。

・すると、帝の御事蹟はただ山陵のみに止まらず、御系統如何の論は大変重要なので圖書寮の主管であり、また系統の天皇として御祭祀の有無は式部寮の主管であるから、三寮の交渉を経なければ容易に結論はでないということであった。

・滞在は数旬を経たが要領を得なかった。

・そこで、御宸翰・繼承家譜・河津系圖は比類のない宝物なので、広島大本宮で宮内大臣の手を経て天覽に供するため、正敬は知事の令を受けて、四月二日に東京を發ち広島に赴き、八日に宮内大臣土方久元子爵に面謁し、長慶帝の御事蹟や實際の様子をもれなく述べ、御宸翰と古文書を天覽に供せられんことを、こまごまと述べた。大臣はこのことを承諾し、今夜直ちに天覽に供しようということであった。

・九日に、御宸翰と古文書は天覽を経て宮内省内事課から下附された。

・十日に広島を發ち、十一日に福岡に帰った。

史料編

表1 「諮問第一号小委員会上申書類審査結果一覽」

秘

諮問第一號小委員会上申書類審査結果一覽

第一類 徴スヘキ資料ナク否決セラレシモノ

箇所

(一) 単ナル想像ニ據レルモノ

箇所

(二) 傳説ノミニ據レルモノ

箇所

(三) 地名、寺院名ヨリ附會セルモノ

箇所

(四) 偽物ニ據レルモノ

箇所

第二類 的確ナル資料ナキモ考慮ヲ要スヘキモノ

箇所

(以下略)

(註1) 表1の本体ともいうべき表は明らかに未完成であり、表の前段の分類(「第一類」(一)~(四)、「第二類」)についての部分のみ掲げ、表本体は略した。

(註2) 拙稿「臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵の調査―設置から『傳説箇所』の審議まで―」(『日本常民文化紀要』第二十九輯、平成二十四年三月)に、史料昭和十一年四月「長慶天皇御陵傳説箇所関係書類審議一覽」を載せ

だが、概ねはここで略した表を代替し得るものと思われる。適宜参照されたい。

表2 「長慶天皇御陵傳説箇所」昭和十一年二月末日現在」

(表紙)
秘

小川書記

長慶天皇御陵傳説箇所 二

昭和十一年二月末日現在」

表2 | a 「長慶天皇御陵傳説箇所数」

長慶天皇御陵傳説箇所数 (昭和十一年二月末日現在)

總計		七十八ヶ所		割弧内十一ヶ所		八十一年六月以降増加ノ分	
奥羽		静岡	一	取鳥 ^{ママ}	一		
青森	(一) 十一	愛知	(四) 十	岡山	一		
岩手	三	近畿		廣島	一		
福島	二	三重	(一) 三	四國			

長野	(二) 一	中國		
山梨	四	兵庫	二	北海道
富山	(二) 四	奈良	一	福岡
中部		大阪	(二) 四	九州
東京	一	京都	(二) 八	徳島
群馬	三	滋賀	一	愛媛
関東		和歌山	五	香川
				(二) 六
				一

表2-1b 「新上申箇所」

(表紙)
「新上申箇所書」

1 青森縣中津輕郡相馬村大字湯口棺盛山
昭和十年七月 北山清江上申
要旨 上申者ノ亡夫儀正方重病ノ折靈感ニ據リ長慶天皇御陵ハ棺盛山ナリト告ケシニ據リ調査セシ結果(一)同山ハ古來
魔ノ山トシテ登ル者ナキコト(二)山頂ニハ円墳ノ御陵アリ亡夫ノ言ノ如クナルコト(三)天皇ハ祈雨ノ御德アリシカシテ
同山腹ニ兩乞ノ神ヲ祀レルコト(四)籠ニハ御製ニ關係アル花咲寺跡及長慶山長慶寺跡等アル事ニ據リ同山ヲ御陵ト確
信スルト云ヒ、相馬參考地ハ應永年間ニ遷行セラレタル後龜山天皇曾孫尊熙王ヲ葬リ以テ棺盛山御陵ノ遙拝所トシ
上皇堂ヲ營ミテ天皇ノ御冥福ヲ祈リタルモノニシテ棺盛山ノ陵ニ就キテ憑據文献ノ存セザルハ御陵ヲ隱匿スルタメ

ニシテ参考地ノ方ニ憑據文獻ノアルコトハ却テ偽陵ノ証ニシテ又参考地傍ノ上皇堂ニハ風神ヲ祀レルモ雨乞ノ神ヲ祀ラサルコトモ偽陵ノ証據ナリト云フ

3 富山縣西礪波郡赤丸村親王塚

昭和十年九月 櫻木保久提出

要旨 元總持寺（現在高岡市）境内ニ親王塚アリ同寺ハ河内金剛寺禪惠ヲ中興トシ、同寺藏千手觀音像胎内ニ禪惠トアリ、又禪惠ノ位牌モアリ、南朝ノ行宮タリシ金剛寺寺主禪惠ト關係アルガ故ニ親王塚ハ長慶天皇ノ陵又ハ宗良親王ノ墓ニアラザルカトイフ

5 長野縣更級郡更級村大字羽尾郷嶺山

昭和十一年二月 中島惣左衛門提出

要旨 南朝機密傳ニ長慶天皇ハ文中二年八月御讓位アリテ後美濃路ヨリ信濃ニ入ラセラレ羽尾（地名）若宮ニ座シマセリトアリ又同村ニ築地御所ト称シ宗良親王、長慶天皇ノ御座所跡ナリト傳ヘ附近ニハ堂上山・御政所等ノ地名アレバ、現在古墳ノ多キゴーロ山ハ乃チ御陵ナラント云フ

7 愛知縣中島郡祖父江町大字山崎字王塚地藏堂境内

昭和十年七月 前田庵上申

同 八月 同上申

要旨 長慶天皇此地ニ御潛幸中矢合ニテ斯波氏ト戦ハレ遂ニ崩シ給ヒシガ斯波氏ハ後世逆賊ノ名ヲ負フルヲ恐レ密ニ御遺骸ヲ大塚ニ奉葬シ標ニ榎ヲ植エ、傍ニ地藏堂ヲ建立セリ、コレヨリ大塚ヲ王塚ト書クニ至レリト云フ、因ニ榎ハ先代ガ倒伐セシモ樹齡六百年余ナリシト云フ

9 愛知縣宝飯郡國府町大字國府山

昭和十一年二月 富田善秋上申

同 八月 同上申

<p>要旨 右ノ土地ニ五輪塔アリ長慶天皇ノ侍者飛田某ガ奥州野尻村ヨリ移リテ此ノ塔ヲ崇拝シ延宝四年三月塔下ヨリ天皇ノ御持佛ト思ハル、金佛ガ出土シタレバ石ノ塔ハ御陵ナラント云フ</p>	<p>11愛知縣宝飯郡御津町字船山 昭和十年十月 富田善秋上申 要旨 右ノ地ニ瓢形ノ古墳アリテ長慶天皇御陵ナラズヤト云フ者アルニ依リ報告ストイフノミ</p>	<p>13愛知縣宝飯郡八幡村大字八幡字上宿小船山 昭和十一年二月 富田善秋上申 要旨 右ノ地ニ元数個ノ玉子石ガアリ、柵ヲ作りテアリ智教院（現在ナシ）ガ世話ヲセリト云ヒ、又上宿ノ落武者ト思ハル、杉田某ハ智教院ニ関係アリト思考セラレソノ後裔ハ數百年間、年ニ一度ハ吉野ヘ行キ後醍醐天皇陵ニ参拝セシ様ニ思考セラル、莫アレバ杉山氏ハ小船山ノ守衛ニシテ同山ハ御陵ナラント思考スト云フ</p>	<p>15三重縣一志郡多氣村多氣城内鎮伏裏院 昭和十年十一月 岩谷民藏上申 要旨 長慶天皇元中年間ニ北畠顯泰ヲ御頼アリテ多氣城ニ御潜幸、應永十二年六月國司館別殿ニテ崩ジ給ヒシカバ御遺骨ヲ御像ニ納メ鎮伏裏院ニ安置シ又紀州丹生村ノ旧臣及津輕ノ北畠氏ヘモ御骨ヲ賜ハレリ之レ現在ノ相馬、河根ノ兩參考地ナリト云フ尚鎮伏裏院ハ天正四年兵火ニ罹レリト云フ</p>	<p>17京都市東山區鳥辺山墓地 昭和十一年一月 宇根豊太郎上申 要旨 長慶天皇ノ御陵ハ右墓地内縦ノ古株ノアル所ナリトノ夢告ヲ上申人ガ受ケタルニヨリ同所ヲ掘リシ処鏡様ノモノヲ得タリ即チ御陵タル証據ナリト云フ、尚同夢告ニ據レバ天皇ハ四條畷ノ戦ニ楠正行ト共ニ御最後ヲ遂ゲ給ヒシカバ御遺骸ヲ密ニ京都ニ御送り申シ上ゲ鳥辺山ニ葬リ奉レリ、ソノ時皇后ハ天皇ノ平常御所持ノ御鏡ヲ御棺ニ納メ奉レリト云ヒ、今回發掘セシ鏡ハ即チコノ御鏡ナリト云フ</p>
--	--	---	--	---

19 大阪府南河内郡東條村丸山

昭和十一年二月 寺本陵墓監報告

要旨 右ノ地ハ楠妣庵ノ北五町ノ所ニシテ三十年前開墾シタル蜜柑山ノ頂上ニ土饅頭アリ其上ニ小祠アリ大將軍社ト云ヒ古老長慶天皇御陵ナリト傳フト云フ但シ文献等存セズトイフ

(註1) 前稿表1「傳説箇所分類表昭和十年六月」以降新たに上申された傳説箇所を記載したもの。

(註2) 各欄冒頭のアラビア数字は「新上申箇所」のページ。その順は概ね所在地の府県別の北から南への順に従う。また、「新上申箇所」は各上申箇所ごとに奇数ページ起しとなっているため偶数ページは出てこない。

表2-1c 「喪失上申書再提出ノ分」

(表紙)

「喪失上申書再提出ノ分」

23 和歌山縣伊都郡小佐田村 傳説箇所一ノ七一頁

昭和十年十月 焼失セシ上申書ニ関シ縣ニ照會セシモ不明ノ由回答

25 和歌山縣伊都郡高野村大字高野山奥院山内玉川 傳説箇所一ノ七五頁

昭和十年七月 小泉勝上申

同 十月 焼失セシ上申書ニ関シ縣ニ照會ノ回答

(明治三十八年三月大西敏明上申書寫)

要旨 (小泉勝上申) 上申者ノ家ニ祖先ノ書留メシ長慶天皇ノ御畧傳ヲ記セル一紙アリテ紀州高野玉川ニ奉葬、御魂ハ十津川上野地、國王神社ニ祀レルコトヲ記入シアレバ参考ニ上申スト云フ

(大西敏明上申) 右ノ地(天皇皇族髮齒爪塔地ノ南)ニ玉川塔ト称スル五輪塔アリ南山義烈史、南帝自天親王川上郷御物由来記等ニ長慶天皇ハ在位五年ニシテ文中二年八月御讓位、紀州伊都郡玉川宮ニ座シマシ御年五十二ニテ崩御

<p>高野山ニ奉葬セシコト見エ、マタ高野春秋ニ長慶院法皇當山ニ座スコト四十余年丹波ノ山中ニ移ラセラレ其地ニ崩御セラレシ由記セルハ足利氏ヲ欺クタメニシテ玉川塔ガ御陵ナルコトハ歴史上地理上ヨリ觀テ確實ナリト云フ</p>	<p>27 愛媛縣温泉郡南吉井村大字牛渕字古屋敷 傳説箇所一ノ一二二頁 昭和十年十二月 焼失セシ上申書ニ関シ縣ニ照會ノ回答 要旨 右ノ地内御陵ノ松ト称スル所ニ二輪塔アリ、南朝皇統九代記、海南漂萍秘錄等ニ長慶天皇ハ文中二年紀州ヨリ此國ニ御潜幸、河野通政等御守護申セシガ同三年四月武田、小笠原勢攻メ來リ官軍遂ニ敗レ天皇モ御疵ヲ負ハレ同月十二日遂ニ徳威原ノ法水院ニテ崩御コノ地ニ奉葬セシコト見エタレバ右ノ五輪塔ハ乃チ御陵ナリト云フ、因ニ明治末年ニ村人ノ建設ニヨル長慶天皇御陵推定地ト刺セル碑現存ストイフ</p>	<p>29 愛媛縣温泉郡久米村大字鷹ノ子天王山素鷲社境内 昭和十年十二月 焼失セシ上申書ニ関シ縣ニ照會ノ回答 要旨 長慶天皇御讓位ノ後皇后ト共ニ諸國ヲ巡狩ノ後四國ニ渡ラセ給ヒ土佐ヨリ伊豫ニ入ラセラレ後數年シテ崩シ給ヒシカバ天王山ニ葬リ奉レリト云ヒ、今境内ニ小祠アリテ中ニ天王社ト刻セル碑アレバ右境内ハ乃チ御陵ナリト云フ</p>	<p>31 北海道渡島國龜田郡錢亀沢村字觀音林 傳説箇所一、二三五頁 昭和十年十二月 焼失セシ上申書ノ件ニツキ照會ノ回答 要旨 照會セシ赤川源太郎外一名ノ上申書ハ不明ナルモ同所ハ明治三十六年小野築太郎ガ神託ニヨリ宝劔ヲ授カリシガカ、ル宝劔ノ存スルカラニハ歴史古キコノ地ニ必ズ御陵モアルベシト考ヘ調査セシメタルトコロ標記ノ所ニ古墳ヲ発見シタルニ由リ之ヲ長慶天皇御陵ト確信シ北海道廳ニ届出テタルモノナリ（但シ却下サル）因ニ同所附近ヨリハ勾玉、刀、器物等出土セル由ナリ</p>
---	--	---	---

（註1）前稿の「第二回総会（昭和十年七月十二日）」でみた、「書類が焼けた場合（「第二類」）に該当する「傳説箇所」について各県、また北海道へ照会した回答（「再提出」）の一覧である。

(註2) 各欄冒頭のアラビア数字は、「喪失上申書再提出ノ分」のページ。「喪失上申書再提出ノ分」は各上申地ごとに奇数ページ起こしとなっているため偶数ページは出てこない。アラビア数字の番号は表2―b「新上申箇所」の番号の続きとなっている。

表2―d 「自昭和十年六月廿日至同十一年二月末日既往上申ノ分追加上申ノ分」

「自昭和十年六月廿日至同十一年二月末日

既往上申ノ分追加上申ノ分

」

35	青森縣三戸郡向村大字大向(長谷山御陵)	傳説箇所一ノ一五頁
	昭和十一年一月 青森縣知事上申	
	註 本所及ウバ光塚ガ憑據文書ト称スル長慶帝旅日録、長慶帝御大葬記等ノ寫ヲ送附シ来レルモノナリ	
35	青森縣上北郡七戸町字見町 金鶏山住吉御陵	傳説箇所一ノ一九頁
	昭和十年十二月 小原第吉外二名上申	
35	岩手縣下閉伊郡山口村黒森 黒森神社	傳説箇所一ノ二二頁
	昭和十年八月 畑山徳次郎上申	
36	福島縣石川郡泉村大字小高	傳説箇所一ノ二九頁
	昭和十年七月 平野黄金同人著長慶天皇私考ヲ提出	
36	群馬縣北甘樂郡高瀬村茶白山	傳説箇所一ノ三五頁
	昭和十年七月 三宅嘉男寫真送附	
36	山梨縣南都留郡明見村	傳説箇所一ノ四七頁
	昭和十年七月 柏木豊明同人著長慶天皇御潜幸並都留御陵ヲ提出	

臨時陵墓調査委員会による長慶天皇陵「傳説箇所」の「調査」「審議」

<p>37 静岡縣濱名郡天王村大字天王 傳説箇所一ノ五三頁 昭和十年十一月 竹山稔上申</p>	<p>37 愛知縣宝飯郡御油町 傳説箇所一ノ六三頁 昭和十年九月 中西次郎、山口安吉外一名上申 同 月 山口安吉上申 同 月 同 人上申 同 月 同 人上申 同 十月 同 人上申 同 十一月 中西次郎外二名上申</p>	<p>38 和歌山縣伊都郡河根村大字丹生川河根陵墓參考地 傳説箇所一ノ七三頁 昭和十年九月 牲川助廣外五名上申 同 十一月 松山幸次郎外五名上申</p>	<p>38 京都府船井郡東小梅村大字大内 傳説箇所一ノ九五頁 昭和十年十一月 松野植吉上申 註「長慶」「寛成」「覺理」ト刺字アル佛像、偏額出土セル由ナリ</p>	<p>38 奈良縣吉野郡十津川村大字上野地 傳説箇所一ノ一〇三頁 昭和十年六月 風川富士丸以下十一名上申 大和十津川國王神社 頭彰史料添附 長慶天皇御陵墓</p>	<p>39 鳥取縣岩美郡面影村櫻谷 傳説箇所一ノ一〇九頁 昭和十年九月 林仲治上申</p>	<p>39 愛媛縣周桑郡吉岡村大字上市 傳説箇所一ノ一七頁</p>
---	---	--	--	---	---	-----------------------------------

昭和十年六月	近藤常市上申
同 七月	同 人上申
同 九月	同 人上申

(註1) 前稿表1「傳説箇所分類表昭和十年六月」以降昭和十一年二月までに、すでに「傳説箇所」とされていた箇所について追加で「上申」されたものの一覧である。

(註2) 各欄の「傳説箇所一ノ〇〇頁」との表記は、前稿表1「傳説箇所分類表昭和十年六月」の「〇〇頁」(各欄冒頭のアラビア数字) 示す。

(註3) 各欄冒頭のアラビア数字は「既往上申ノ分追加上申ノ分」のページ。「既往上申ノ分追加上申ノ分」は各欄が一ページに複数載せられているので、同一のアラビア数字の欄が複数ある。また、奇数ページ起しではないので、各ページは連続している。

追記

本稿を成すにあたっては、平成三十二年度成城大学特別研究助成「臨時陵墓調査委員会における長慶天皇陵治定への動向―『調査ノ方針』に沿って―」の交付を受けた。研究課題の名称と本稿のタイトルが異なるのは、本稿ではより微細な視点から臨時陵墓調査委員会の動向を明らかにしようとしたことによる。